玄海原子力発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

平成２７年　５月

九州電力株式会社

図表集

１．図表集

別図２－１　原子力防災組織及び業務分掌 ………………………………… 1-1
別図２－２　本店原子力防災組織及び業務分掌 …………………………… 1-2
別図２－３　警戒事態に該当する事象の連絡先 …………………………… 1-3
別図２－４　原災法第１０条第１項に基づく通報先 ……………………… 1-4
別図２－５　原災法第１０条第１項の通報後の連絡先 …………………… 1-6
別図２－６　発電所の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路 … 1-8
別図２－７　本店の緊急時体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路 ……… 1-9
別図２－８　原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌 ……… 1-10
別図３－１　緊急時体制発令後の社内の情報連絡経路 …………………… 1-11
別図３－２　発電所敷地境界付近の放射線測定設備等 …………………… 1-12
別図３－３　その他の原子力防災資機材（緊急時対応に必要な主な資機材）　…… 1-13
別図３－４　発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設 ………………… 1-14
別図３－５　玄海原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の候補地 ……… 1-15
別図４－１　公表内容の伝達経路 ……………………………………………… 1-16

別表２－１　警戒事態に該当する事象の連絡基準 ………………………… 1-17
別表２－２　原災法第１０条第１項に該当する事象の通報基準 ………… 1-19
別表２－３　原災法第１５条第１項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準 · 1-24
別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈 ……… 1-28
別表２－５　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表 ………………… 1-86
別表２－６　原子力防災要員の職務と配置 ………………………………… 1-88
別表３－１　原子力防災資機材 ………………………………………………… 1-89
別表３－２　その他の原子力防災資機材 …………………………………… 1-91
別表３－３　原子力災害対策活動で使用する資料 ………………………… 1-93
別表３－４　原子力事業所災害対策支援拠点 ……………………………… 1-94
別表３－５　緊急時対策所 ……………………………………………………… 1-97
別表３－６　統合原子力防災ネットワークに接続する非常用通信機器等 ……… 1-98
別表３－７　原子力施設事態即応センター ………………………………… 1-99
別表３－８　訓練の種類 ………………………………………………………… 1-100
別表３－９　原子力緊急事態支援組織 ……………………………………… 1-101
別表４－１　緊急時運転パラメータ伝送システム（ＳＰＤＳ）データ項目 ……… 1-102
別表４－２　緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与 ………………………………………………………… 1-106
別表５－１　原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 ………………………………………………………… 1-107
別表６－１　他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 ……………………… 1-108
別表７－１　原子力防災組織業務の一部を委託するもの ………………… 1-109

（参考１）　原災法及び原子力災害対策指針に基づくＥＡＬ基準の整理表
（参考２）　更なる防災体制の整備計画

別図２－１　原子力防災組織及び業務分掌

本部長：原子力防災管理者（統括管理）

班※1	主な業務※2	要員数※3
総括班	・本部の運営 ・本部指示の伝達 ・本店対策本部との連絡 ・情報の収集及び災害状況の把握 ・事故拡大防止の検討 ・各班の作業記録の集約 ・関係省庁、関係地方公共団体等への通報連絡 ・原子力災害合同対策協議会等における情報の交換等	２８名
運転支援班	・事故拡大防止の運転措置及び保安上の技術的支援	２２名
安全管理班	・発電所内外の放射線・放射性物質測定状況把握 ・放射能影響範囲の推定 ・原子力災害対策活動に従事する要員の被ばく管理及び除染作業 ・放射線防護具類の整備点検及び除染作業	４０名
保修班	・発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置 ・事故復旧計画の策定 ・設備の整備、応急の復旧等 ・初期消火活動	７１名
運転班	・事故拡大防止に必要な運転上の措置 ・発電所施設の保安維持 ・中央給電指令所との連絡 ・初期消火活動	２２名
広報班	・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体等対応 ・諸情報の収集 ・見学者の避難誘導	５名
総務班	・本部構成員の動員状況の把握 ・本部の設営及び庶務 ・資機材の整備、輸送及び調達 ・緊急医療に関する事項 ・救助活動 ・所内の警備 ・関係機関への通報連絡（警察・消防等） ・消防署員の誘導（管理区域外） ・初期消火活動 ・避難者の誘導	１２名
土木建築班	・土木建築設備の応急措置計画の策定及びそれに基づく措置	８名
原子力訓練センター班	・避難者の誘導（原子力訓練センター見学者・研修生）	４名

※１：これら班の班員から、遠隔操作ロボットの操作員を任命する。

※２：防災業務計画等命令第２条第３項に基づき、防災組織の業務の一部を委託する場合については、別表７－１に示す。

※３：要員数には原子力防災要員を含む。

別図２－２　本店原子力防災組織及び業務分掌

本部長：　社　長
（統括管理）
副本部長：発電本部長

班	主な業務※1	要員数※2
総括班	・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請	17名
原子力技術班	・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援	15名
復旧支援班	・外部電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・外部電源供給（発電機車又は配電線布設）	11名
広報班	・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支社等への連絡（本店関係箇所を除く。）	33名
支援班	・原子力事業所災害対策支援拠点との連携 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・緊急時医療及び健康管理に関する事項	17名
予備班	・本部長の指示する事項	—※3

原子力事業所災害対策支援拠点
・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図２－８参照。）

東京支社	・中央官庁等社外機関対応	3名

※１：防災業務計画等命令第２条第３項に基づき、防災組織の一部を委託する場合については別表７－１に示す。

※２：対応が長期化する場合には、昼夜２交替制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

※３：本部長が指名する要員とする。

別図２－３　警戒事態に該当する事象の連絡先

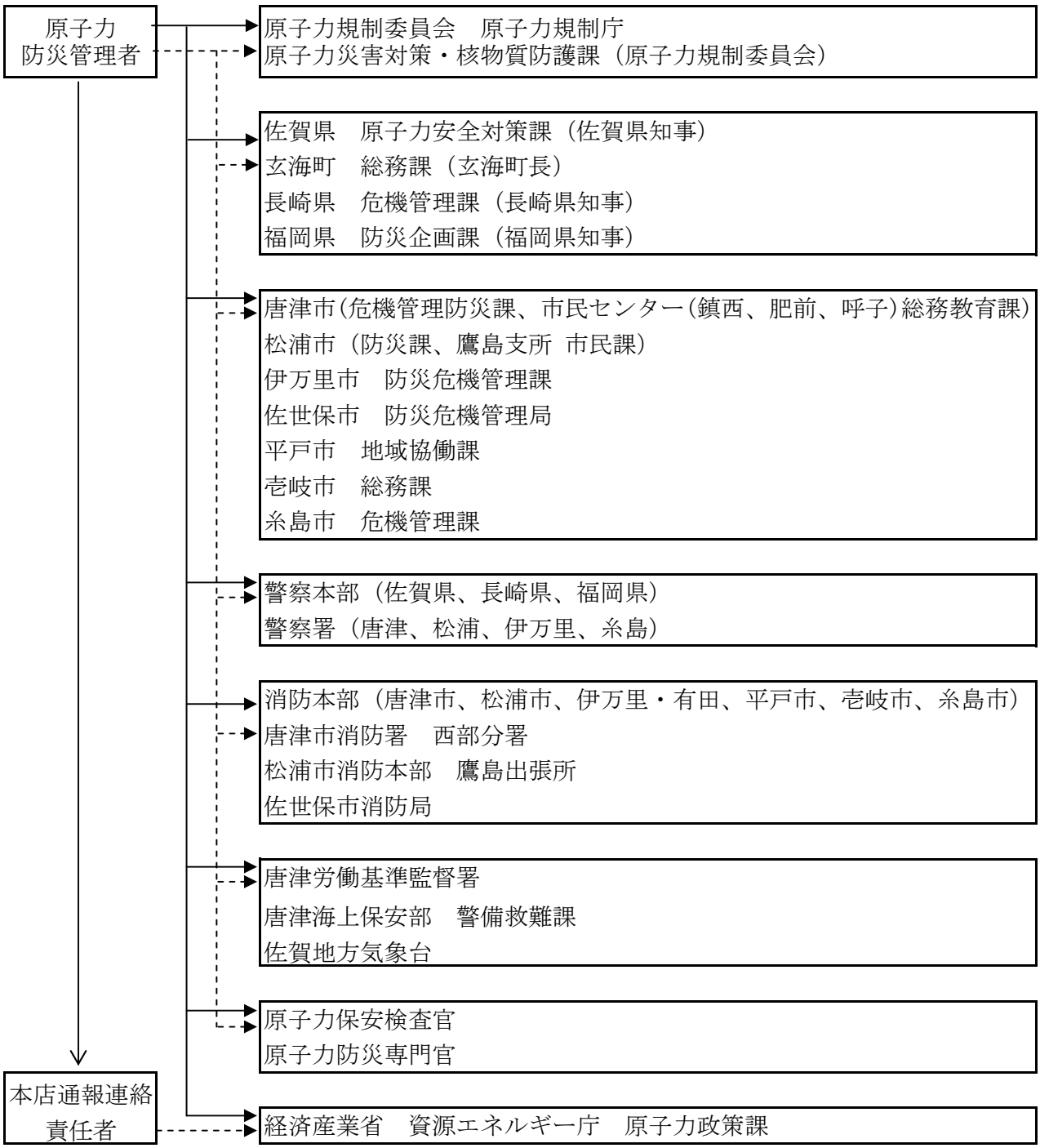

→ ：ファクシミリ装置等による連絡
⇢ ：電話による連絡

別図２－４（１）　原災法第１０条第１項に基づく通報先
（発電所内での特定事象発生時の通報先）

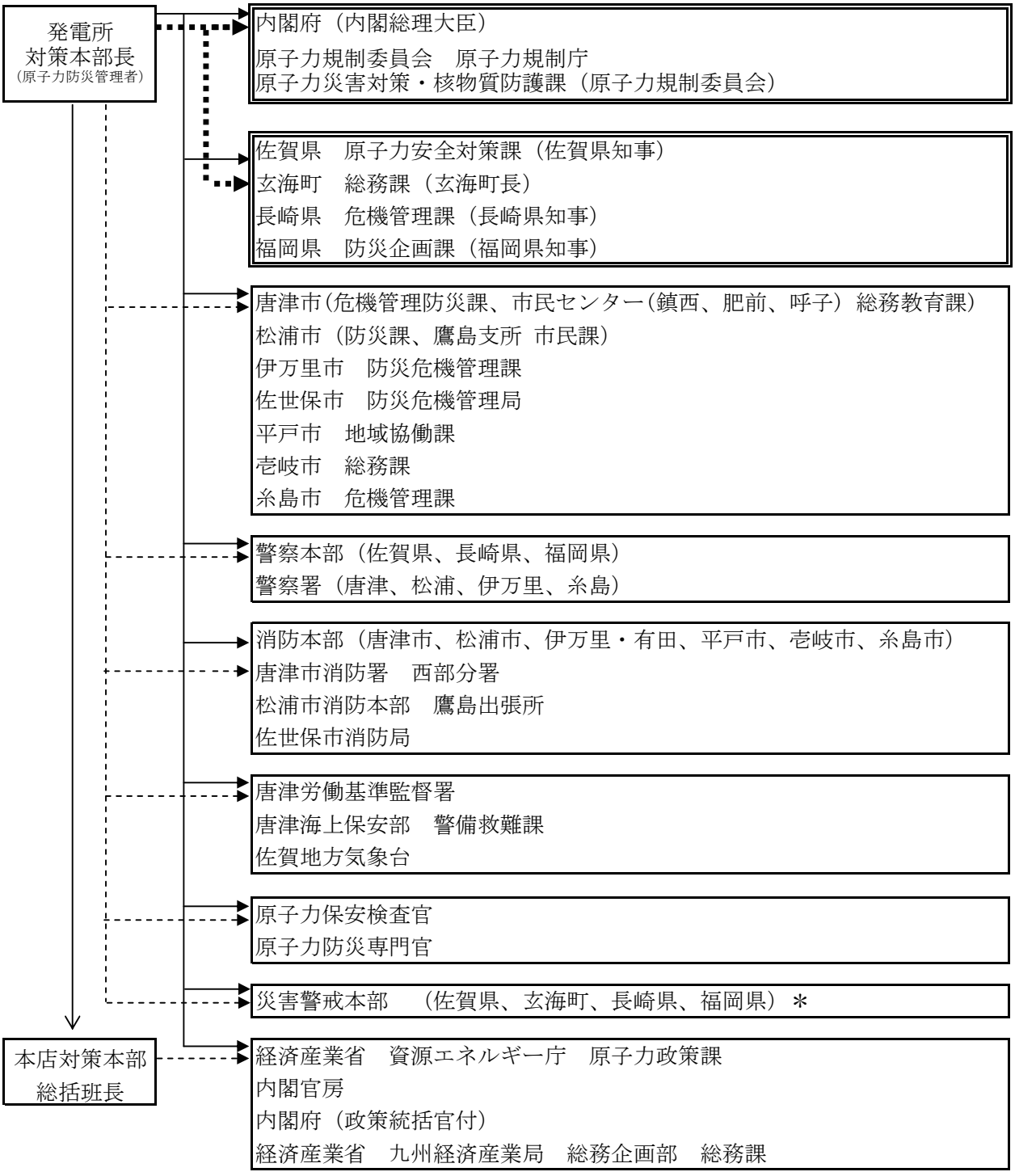

：原災法第１０条第１項に基づく通報先
→：ファクシミリ装置等による通報
▪▪▶：電話による着信確認
- - -▶：電話による連絡
＊：災害警戒本部等が設置されている場合に限る。

別図２－４（２）　原災法第１０条第１項に基づく通報先
（事業所外運搬での特定事象発生時の通報先）

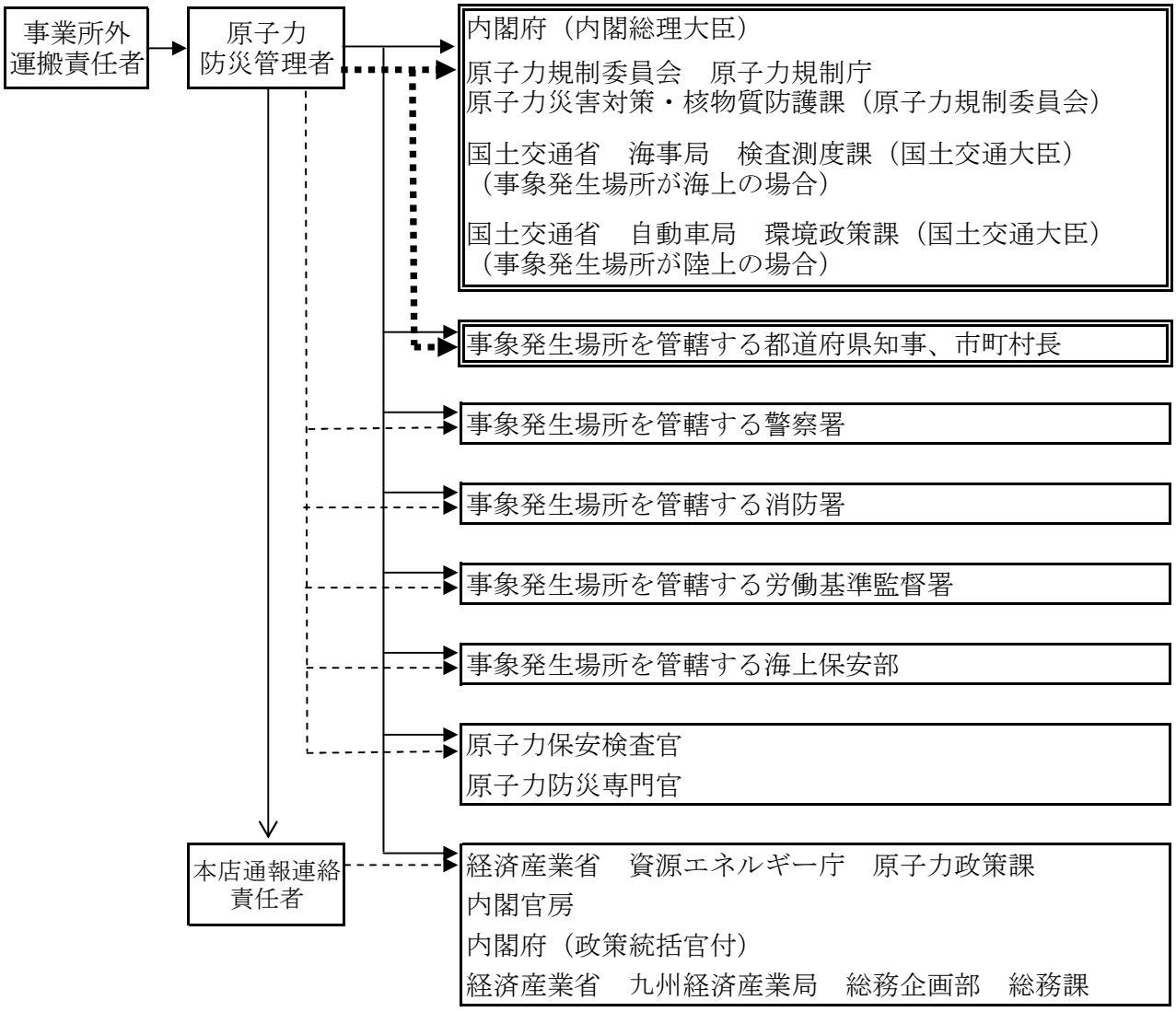

別図２－５（１）　原災法第１０条第１項の通報後の連絡先
（発電所内での事象発生時の連絡先）

：原災法第１０条第１項に基づく通報先又は
　第２５条第２項に基づく応急措置の報告先

→：ファクシミリ装置等による連絡

▪▪▪▶：電話による着信確認

- - -▶：電話による連絡

＊：災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図２－５（２）　原災法第１０条第１項の通報後の連絡先
（事業所外運搬での事象発生時の連絡先）

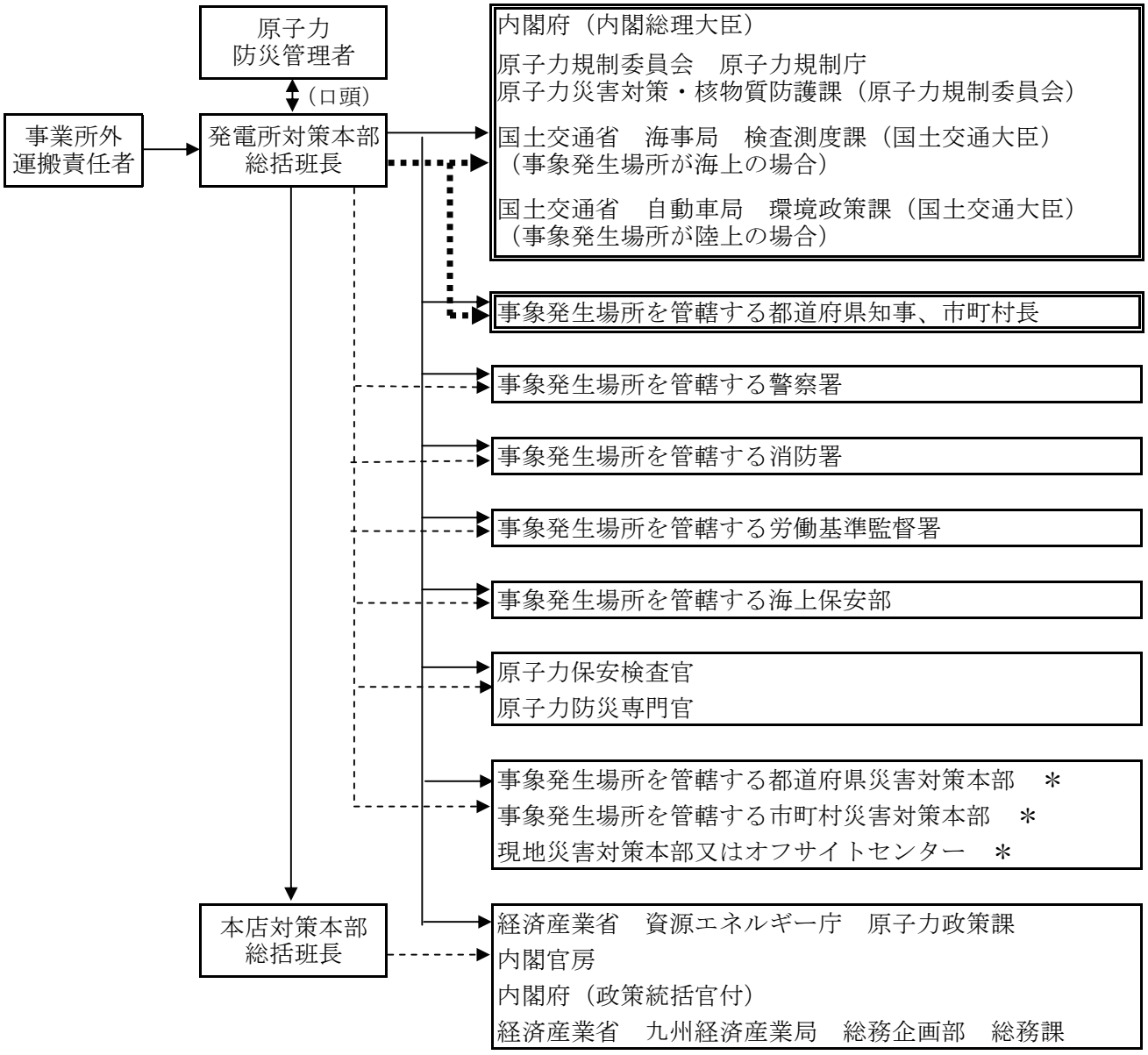

：原災法第１０条第１項に基づく通報先又は
　原災法第２５条第２項に基づく応急措置の報告先

⟶：ファクシミリ装置等による連絡

⇢：電話による着信確認

⇢：電話による連絡

＊：災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図２－６　発電所の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路

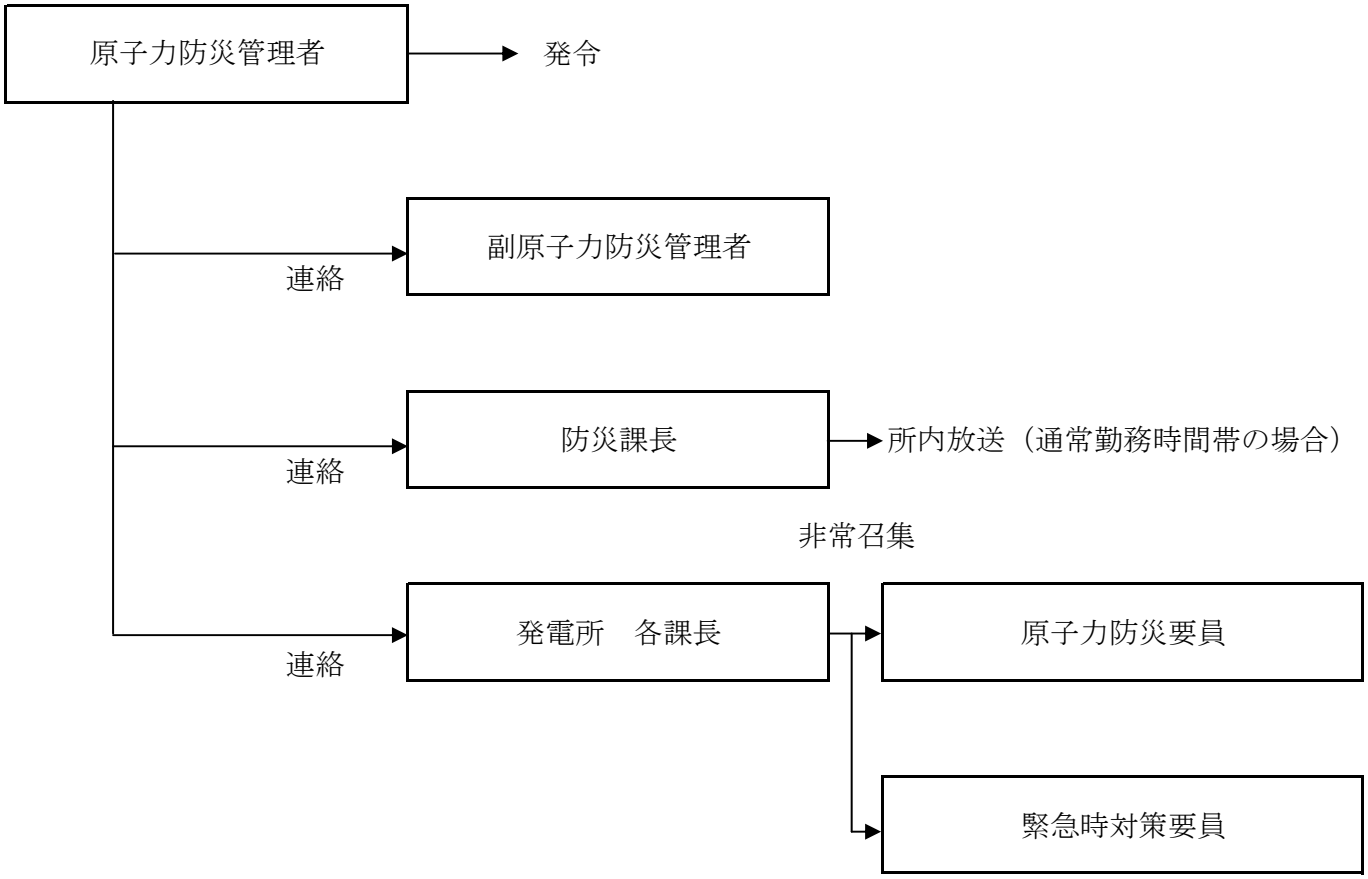

別図２－７　本店の緊急時体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路

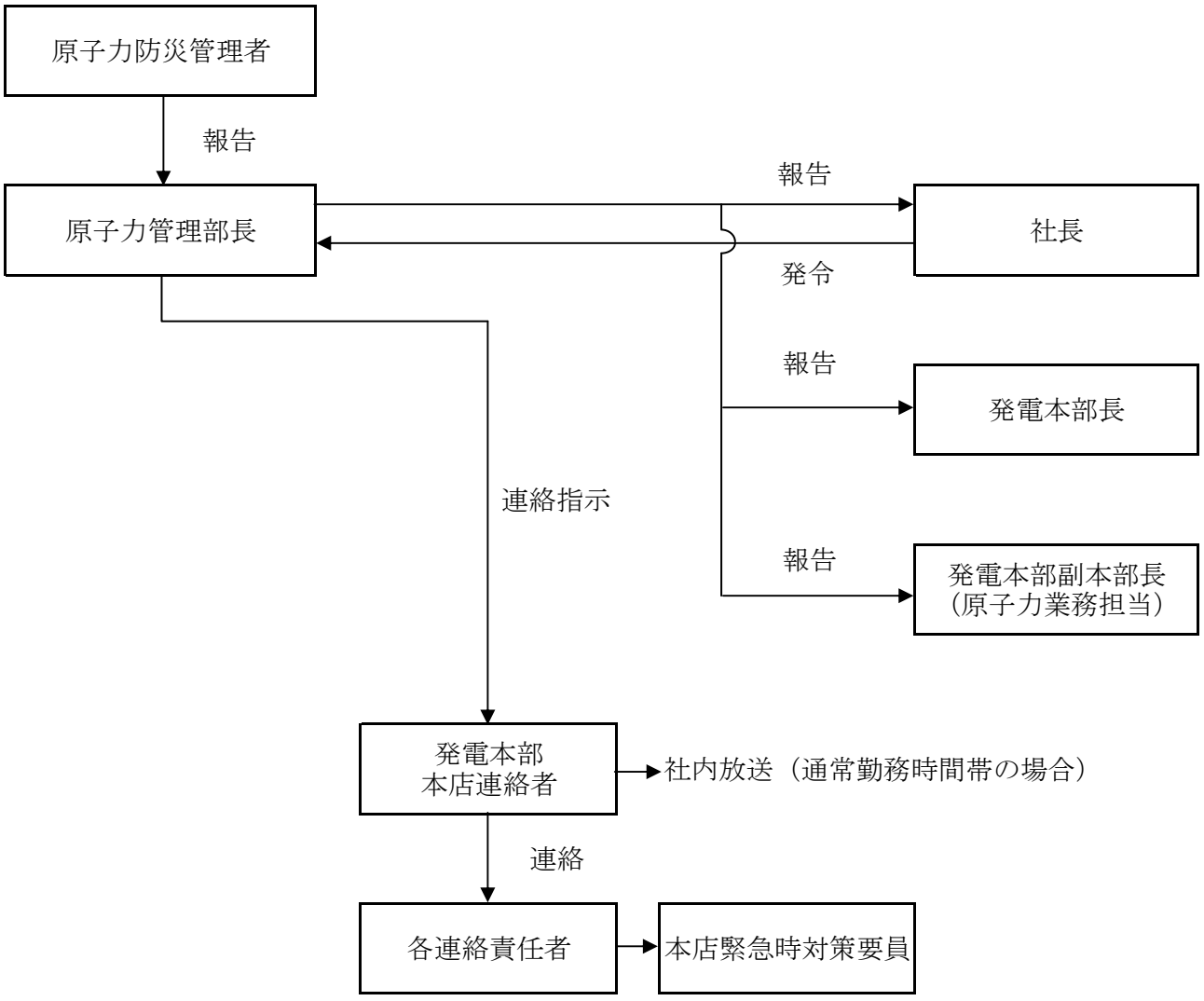

非常召集

別図２－８　原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌

本部長：社　長
（総括管理）
副本部長：発電本部長

拠点長
（現地統括）

班	主な業務※1	要員数
総括班	・拠点の設営 （電源、情報・電子通信システムの構築・運用を含む） ・拠点の運営 ・情報の収集及び状況把握 ・指示の伝達 ・本店、発電所との連絡・調整 ・構成員の動員及び庶務 ・対外対応	16名
放射線管理班	・放射線管理 （被ばく管理、入退域管理、作業管理等） ・放射線管理教育	11名
支援班	・資機材、食料、飲料水等の調達・運搬等	4名
医療班	・被ばく医療活動 ・作業員健康管理	3名

※１：防災業務計画等命令第２条第３項に基づき、
防災組織の一部を委託する場合については
別表７－１に示す。

別図3－1　緊急時体制発令後の社内の情報連絡経路

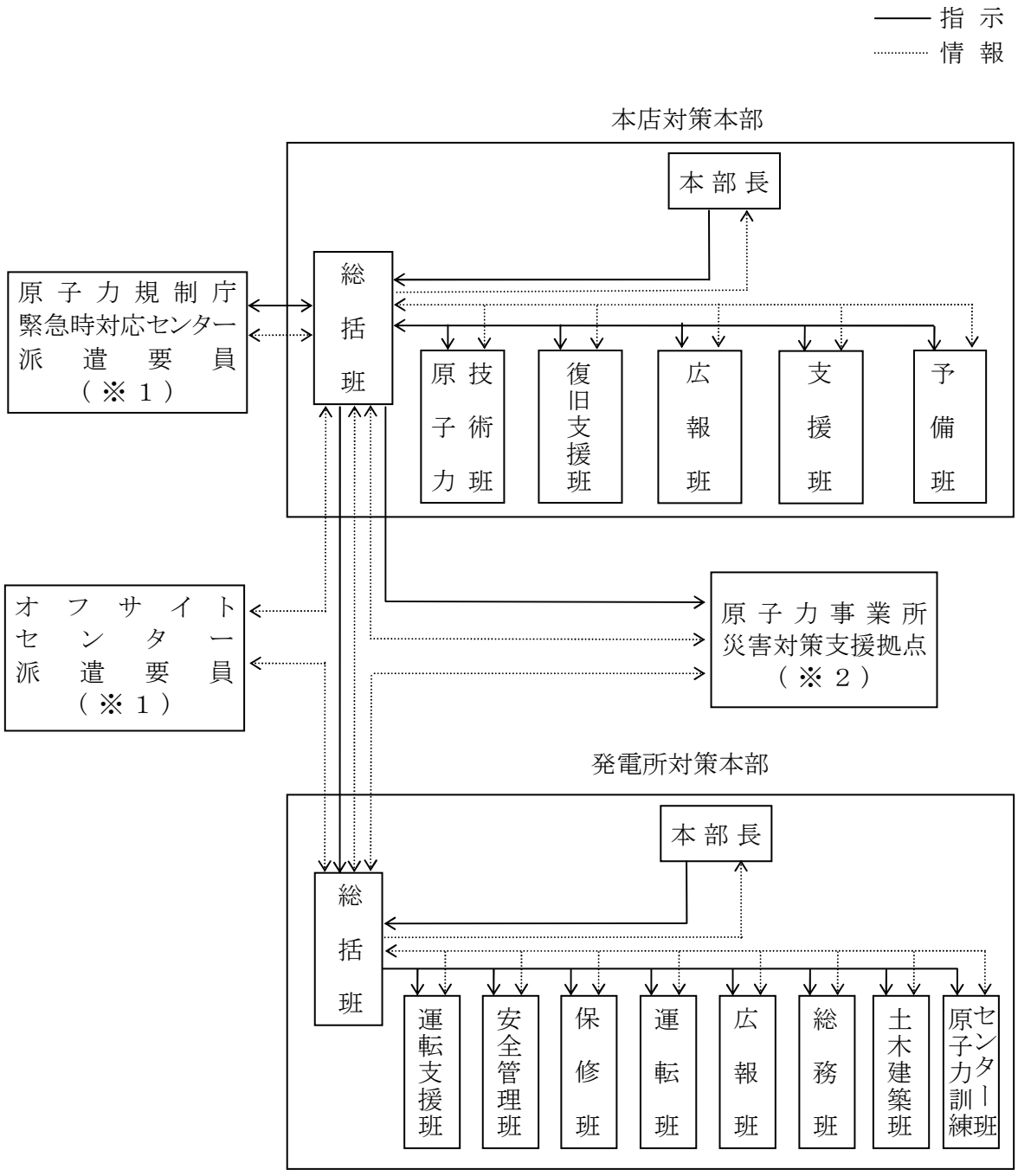

※1　防災要員又は緊急時対策要員を派遣している場合
※2　原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

別図３－２　発電所敷地境界付近の放射線測定設備等

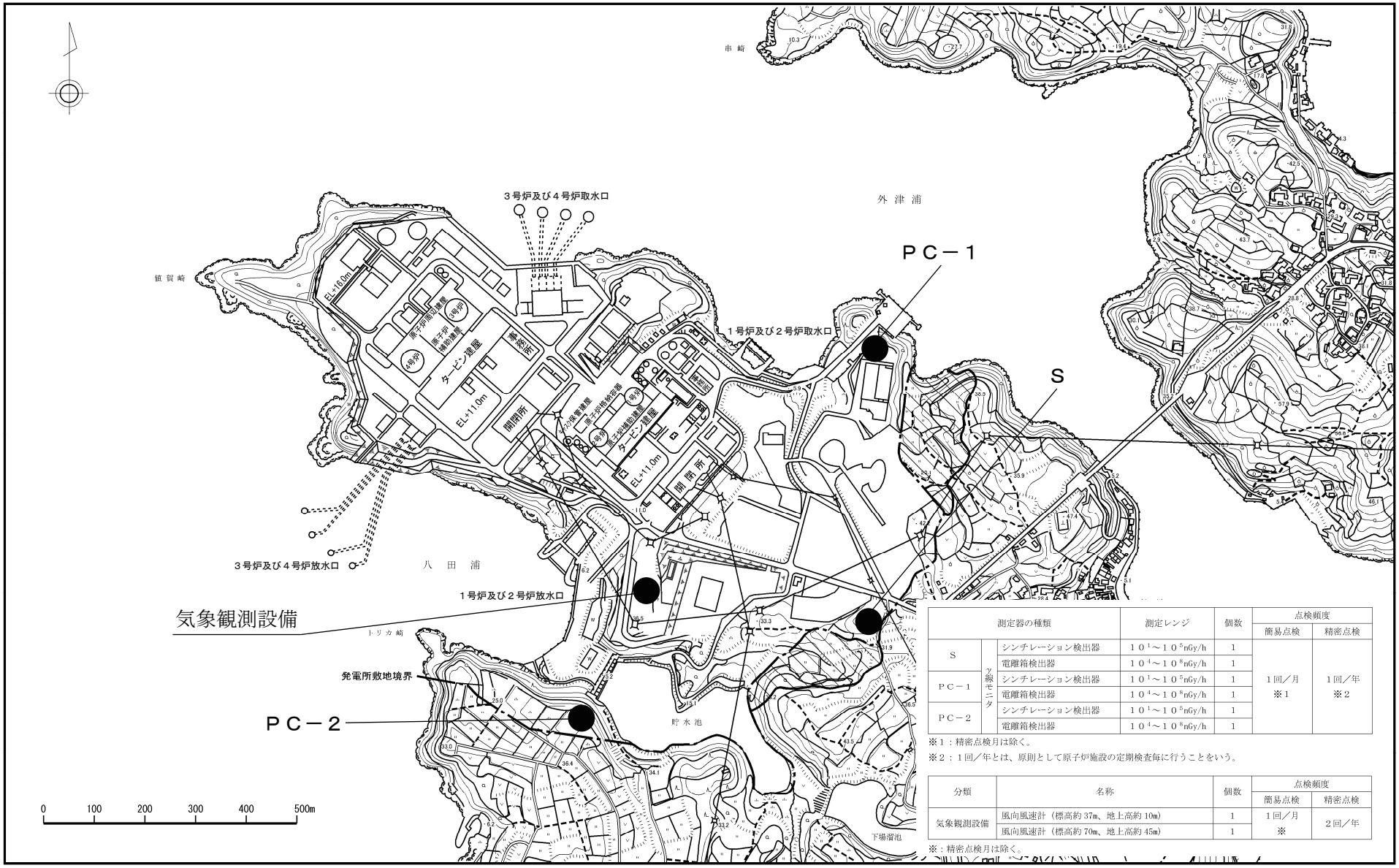

測定器の種類			測定レンジ	個数	点検頻度	
					簡易点検	精密点検
Ｓ	γ線モニタ	シンチレーション検出器	10^{1}～10^{5}nGy/h	1	１回／月 ※１	１回／年 ※２
		電離箱検出器	10^{4}～10^{8}nGy/h	1		
ＰＣ－１		シンチレーション検出器	10^{1}～10^{5}nGy/h	1		
		電離箱検出器	10^{4}～10^{8}nGy/h	1		
ＰＣ－２		シンチレーション検出器	10^{1}～10^{5}nGy/h	1		
		電離箱検出器	10^{4}～10^{8}nGy/h	1		

※１：精密点検月は除く。

※２：１回／年とは、原則として原子炉施設の定期検査毎に行うことをいう。

分類	名称	個数	点検頻度	
			簡易点検	精密点検
気象観測設備	風向風速計（標高約37m、地上高約10m）	1	１回／月 ※	２回／年
	風向風速計（標高約70m、地上高約45m）	1		

※：精密点検月は除く。

防護上の観点から公開できません

別図３－３　その他の原子力防災資機材（緊急時対応に必要な主な資機材）

別図３－４　発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設

別図３―５　玄海原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の候補地

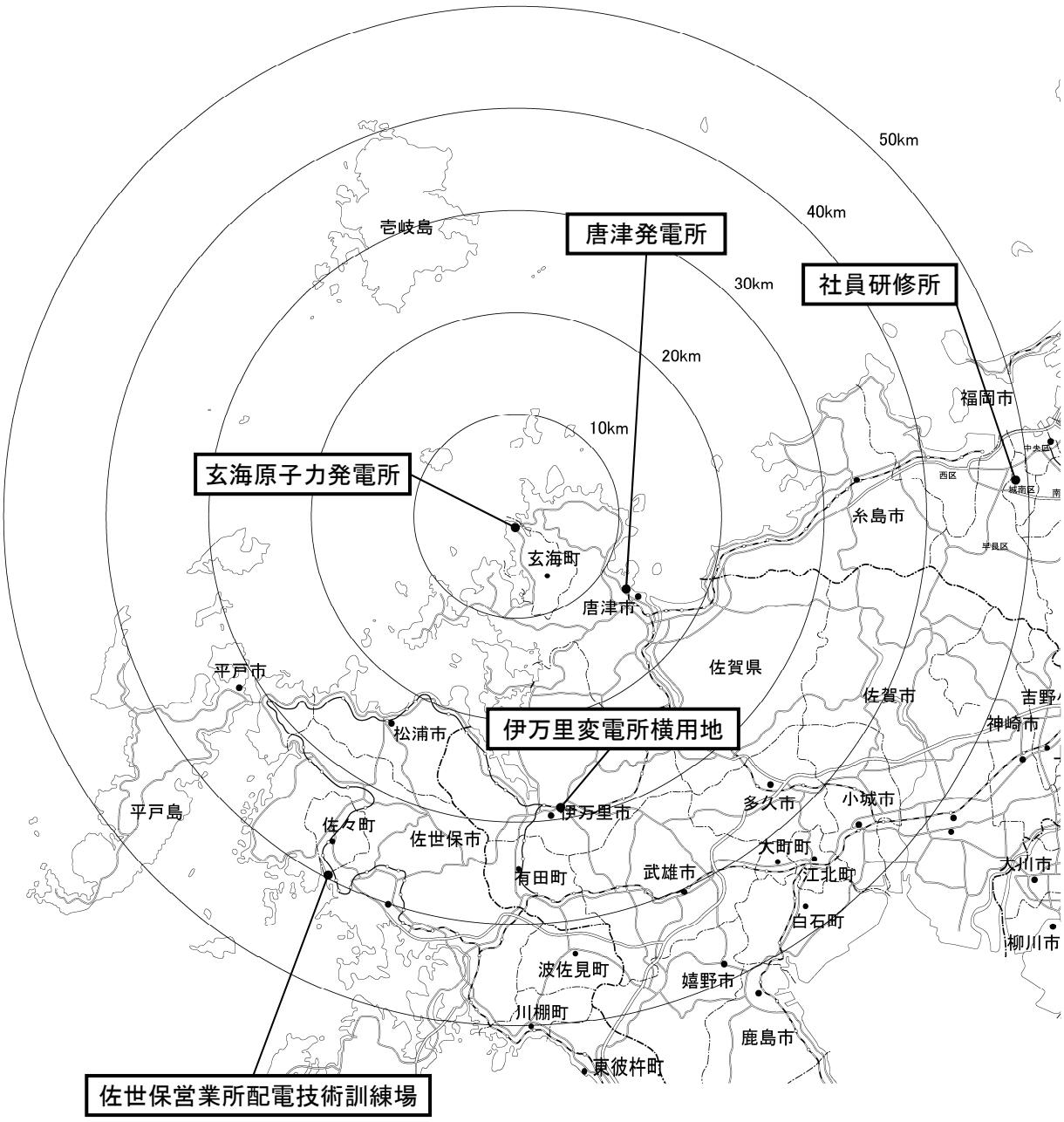

別図４―１　公表内容の伝達経路

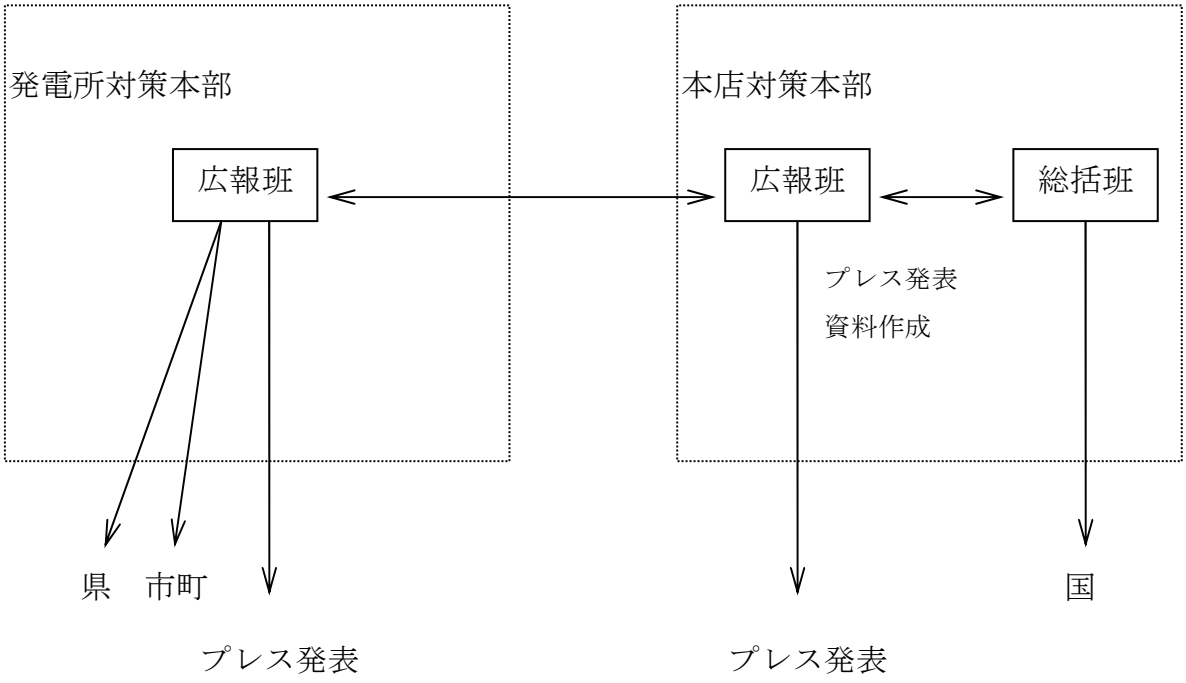

別表２－１ 警戒事態に該当する事象の連絡基準（１／２）

連絡基準（警戒事態に該当する事象）
１．原子炉停止機能の異常のおそれ（ＡＬ１１） 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
２．原子炉冷却材の漏えい（ＡＬ２１） 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
３．蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（ＡＬ２４） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
４．全交流動力電源喪失のおそれ（ＡＬ２５） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査に合格した原子炉施設に適用する。
５．全交流動力電源喪失のおそれ（旧基準炉）（ＡＬ２６） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査に合格する前の原子炉施設に適用する。
６．停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（ＡＬ２９） 原子炉の停止中に１つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。
７．使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（ＡＬ３０） 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
８．単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＡＬ４２） 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

別表２－１ 警戒事態に該当する事象の連絡基準（２／２）

連絡基準（警戒事態に該当する事象）
９．原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（ＡＬ５１） 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
１０．所内外通信連絡機能の一部喪失（ＡＬ５２） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
１１．重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（ＡＬ５３） 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
１２．外的事象（自然災害）の発生 （１）大地震の発生 当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 （注）事業者からの連絡は不要。 （２）大津波警報の発令 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。 （注）事業者からの連絡は不要。 （３）外的事象の発生（自然災害） 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
１３． 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 （注）事業者からの連絡は不要。
１４．その他原子炉施設の重要な故障等 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 （注）事業者からの連絡は不要。

別表２－２ 原災法第１０条第１項に該当する事象の通報基準（１／５）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
１．敷地境界付近の放射線量の上昇（ＳＥ０１） 【政令第４条第４項第１号】 （１）又は（２）のいずれかに該当する場合 （１）「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で５μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。 （２）「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５μSv/h を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で１μSv/h 以上を検出したときは、１μSv/h 以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が５μSv/h 以上となったこと。
２．通常放出経路での気体放射性物質の放出（ＳＥ０２） 【政令第４条第４項第２号　　通報事象等規則第５条第１項第１号～3 号】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。
３．通常放出経路での液体放射性物質の放出（ＳＥ０３） 【政令第４条第４項第２号　　通報事象等規則第５条第１項第１号～3 号】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/h に相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。

別表２－２ 原災法第１０条第１項に該当する事象の通報基準（２／５）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
４．火災爆発等による管理区域外での放射線の放出（ＳＥ０４） 【政令第４条第４項第３号イ】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、５０μSv/h以上の放射線量の水準が１０分間以上継続して検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。
５．火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（ＳＥ０５） 【政令第４条第４項第３号ロ】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第６条第２項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。 又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。
６．施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ（ＳＥ０６） 【通報事象等規則第７条第２号】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
７．原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動（ＳＥ２１） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(1)】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
８．蒸気発生器給水機能の喪失（ＳＥ２４） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(2)】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

別表２－２ 原災法第１０条第１項に該当する事象の通報基準（３／５）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
９．全交流動力電源の３０分以上喪失（ＳＥ２５） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(3)】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査に合格した原子炉施設に適用する。
１０．全交流動力電源の５分以上喪失（旧基準炉）（ＳＥ２６） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(3)】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査に合格する前の原子炉施設に適用する。
１１．直流電源の部分喪失（ＳＥ２７） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(4)】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。
１２．停止中の原子炉冷却機能の喪失（ＳＥ２９） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(5)】 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。
１３．使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（ＳＥ３０） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(6)】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
１４．格納容器健全性喪失のおそれ（ＳＥ４１） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(10)】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
１５．２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＳＥ４２） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(12)】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

別表２－２ 原災法第１０条第１項に該当する事象の通報基準（４／５）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
１６．原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（ＳＥ４３） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(11)】 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
１７．原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失（ＳＥ５１） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(7)】 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
１８．所内外通信連絡機能の全ての喪失（ＳＥ５２） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(8)】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
１９．火災・溢水による安全機能の一部喪失（ＳＥ５３） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(9)】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
２０．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（ＳＥ５５） 【通報事象等規則第７条第１号ロ(13)】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

別表２－２ 原災法第１０条第１項に該当する事象の通報基準（５／５）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
２１．事業所外運搬での放射線量の上昇（ＸＳＥ６１） 【政令第４条第４項第４号　　外運搬通報省令第２条第１項、第２項】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から１m離れた場所において、１００μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし
２２．事業所外運搬での放射性物質の漏えい（ＸＳＥ６２） 【政令第４条第４項第５号　　外運搬通報省令第３条】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし

・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。
・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。
・「外運搬通報省令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」をいう。

別表２－３ 原災法第１５条第１項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準（１／４）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）
１．敷地境界付近の放射線量の上昇（ＧＥ０１） 【政令第６条第３項第１号】 （１）若しくは（２）又は（３）のいずれかに該当する場合 （１）「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は１０分間以上継続して、ガンマ線で５μSv/h以上が検出されたこと。 ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。 （２）「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で１μSv/h以上を検出したときは、１μSv/h以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が１０分間以上継続して５μSv/h以上となったこと。 （３）所在都道府県知事又は関係都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第１１条第１項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は１０分間以上継続して、ガンマ線で５μSv/h以上が検出されたこと。 ただし、落雷のときに検出された場合は除く。
２．通常放出経路での気体放射性物質の放出（ＧＥ０２） 【政令第６条第４項第１号　　通報事象等規則第１２条第１項】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/h に相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。
３．通常放出経路での液体放射性物質の放出（ＧＥ０３） 【政令第６条第４項第１号　　通報事象等規則第１２条第１項】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/h に相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。

別表２－３ 原災法第１５条第１項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準（２／４）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）
４．火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出（ＧＥ０４） 【政令第６条第３項第２号】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、５mSv/h以上の放射線量の水準が１０分間以上継続して検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。
５．火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（ＧＥ０５） 【政令第６条第４項第２号】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が５００μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第６条第２項に定める基準の１００倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。
６．施設内（原子炉外）での臨界事故（ＧＥ０６） 【政令第６条第４項第３号】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。
７．原子炉停止の失敗又は停止確認不能（ＧＥ１１） 【通報事象等規則第14条第１号ロ(1)】 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
８．原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（ＧＥ２１） 【通報事象等規則第14条第１号ロ(2)】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
９．蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能（ＧＥ２４） 【通報事象等規則第14条第１号ロ(3)】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。

別表２－３ 原災法第１５条第１項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準（３／４）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）
１０．全交流動力電源の１時間以上喪失（ＧＥ２５） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(5)】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査に合格した原子炉施設に適用する。
１１．全交流動力電源の３０分以上喪失（旧基準炉）（ＧＥ２６） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(5)】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査に合格する前の原子炉施設に適用する。
１２．全直流電源の５分以上喪失（ＧＥ２７） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(6)】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。
１３．炉心損傷の検出（ＧＥ２８） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(7)】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
１４．停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（ＧＥ２９） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(8)】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
１５．使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（ＧＥ３０） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(9)】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
１６．格納容器圧力の異常上昇（ＧＥ４１） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(4)】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

別表２－３ 原災法第１５条第１項の原子力緊急事態に該当する事象の判断基準（４／４）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）
１７．２つの障壁の喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＧＥ４２） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(11)】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
１８．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（ＧＥ５１） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(10)】 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
１９．住民の避難を開始する必要がある事象発生（ＧＥ５５） 【通報事象等規則第 14 条第１号ロ(12)】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
２０．事業所外運搬での放射線量の異常上昇（ＸＧＥ６１） 【政令第６条第３項第３号】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から１m離れた場所において、１０mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし
２１．事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（ＸＧＥ６２） 【政令第６条第４項第４号　　外運搬通報省令第４条】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報省令」第４条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１－１．敷地境界付近の放射線量の上昇

ＥＡＬ番号※1	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
ＳＥ０１	「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で５μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。 「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で１μSv/h以上を検出したときは、１μSv/h以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が５μSv/h以上となったとき。	

※1　ＥＡＬ番号の記載例

例：［ＡＬ］［1］［1］

↑事象区分　↑事象分類　↑連番

事象区分	
ＡＬ	警戒事態に該当する事象
ＳＥ	施設敷地緊急事態に該当する事象
ＧＥ	全面緊急事態に該当する事象
ＸＳＥ	事業所外運搬（EAL対象外）
ＸＧＥ	

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬（EAL対象外）

なお、ＥＡＬ番号は　Ｗ　及びＰＷ　共通のため、　Ｗ　特有事象で使用するＥＡＬ番号は、　番となる。

玄海原子力発電所における解釈
＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞ モニタリングステーション（Ｓ）、モニタリングポスト（ＰＣ－１、ＰＣ－２）において、以下のいずれかとなったとき。 （１） １地点以上において、５μSv/h以上を検出したとき。※２ （２） １地点以上において、１μSv/h以上を検出した場合、中性子線測定サーベイメータにて測定した原子炉施設周辺の中性子線量と、モニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が５μSv/h以上となったとき。※２ ※２ モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、１Gy/h＝１Sv/hとして運用する。 ただし、以下のいずれかの場合は除く。 （１） 落雷のときに検出された場合。 （２） 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書で報告した場合。 ・ 補助建屋排気筒ガスモニタ（１、２号炉） ・ 格納容器排気筒ガスモニタ（１、２号炉） ・ 排気筒ガスモニタ（３、４号炉） ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（１、２、３、４号炉）※３ ・ 使用済燃料ピット付近区域エリアモニタ（１、２号炉） ・ 使用済燃料ピットエリアモニタ（３、４号炉） ・ 使用済燃料ピット排気ガスモニタ（２、３、４号炉） ・ 使用済燃料ピット周辺可搬型エリアモニタ（１号炉） ※３ 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを停止している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

○ 「玄海原子力発電所における解釈」に記載する運転モード表

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
１	出力運転（出力領域中性子束指示値５％超）	全ボルト締付
２ （停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値５％以下） ～ 制御ｸﾞﾙｰﾌﾟﾊﾞﾝｸ全挿入※４による原子炉停止	全ボルト締付
２ （起動時）	臨界操作のための制御ｸﾞﾙｰﾌﾟﾊﾞﾝｸ引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値５％以下）	全ボルト締付
３	１次冷却材温度１７７℃以上	全ボルト締付
４	１次冷却材温度９３℃超１７７℃未満	全ボルト締付
５	１次冷却材温度９３℃以下	全ボルト締付
６※５		１本以上が緩められている

※４ 挿入不能な制御棒を除く。
※５ 全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

（注）各ＥＡＬ事象を判断するために使用する計器指示が「玄海原子力発電所における解釈」に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、ＥＡＬ事象とはならない。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１－２．敷地境界付近の放射線量の上昇

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＧＥ ０１	「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は１０分間以上継続して、ガンマ線で５μSv/h以上が検出されたこと。 ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。 「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で１μSv/h以上を検出したときは、１μSv/h以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が１０分間以上継続して５μSv/h以上となったとき。 所在都道府県知事又は関係都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第１１条第１項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は１０分間以上継続して、ガンマ線で５μSv/h以上が検出されたこと。 ただし、落雷のときに検出された場合は除く。	

玄海原子力発電所における解釈

＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞

モニタリングステーション（Ｓ）、モニタリングポスト（ＰＣ－１、ＰＣ－２）において、以下のいずれかとなったとき。

（１） １地点において、５μSv/h以上を１０分間以上継続して検出したとき。※１

（２） ２地点以上において、５μSv/h以上を検出したとき。※１

（３） １地点以上において、１μSv/h以上を検出した場合、中性子線測定サーベイメータにて測定した原子炉施設の周辺の中性子線量と、モニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が１０分間以上継続して５μSv/h以上となったとき。※１

※１ モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、１Gy/h＝１Sv/hとして運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

（１） 落雷のときに検出された場合。

（２） 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書で報告した場合。

- 補助建屋排気筒ガスモニタ（１、２号炉）
- 格納容器排気筒ガスモニタ（１、２号炉）
- 排気筒ガスモニタ（３、４号炉）
- 格納容器内高レンジエリアモニタ（１、２、３、４号炉）※２
- 使用済燃料ピット付近区域エリアモニタ（１、２号炉）
- 使用済燃料ピットエリアモニタ（３、４号炉）
- 使用済燃料ピット排気ガスモニタ（２、３、４号炉）
- 使用済燃料ピット周辺可搬型エリアモニタ（１号炉）

※２ 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを停止している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

佐賀県、長崎県又は福岡県が設置しているモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。

ただし、落雷のときに検出された場合を除く。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

２．通常放出経路での気体放射性物質の放出

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ ０２	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。	
ＧＥ ０２		

玄海原子力発電所における解釈

＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞

敷地境界付近の最大となる地点で、５μSv/hに相当する気体放射性物質の放出量として、以下に示す排気筒ガスモニタ指示値（cpm）に換算した値を１０分間以上継続して検出したとき。

（１）１号補助建屋排気筒ガスモニタ（低レンジモニタ指示値：4.9×10^{5}cpm以上）
（２）１号格納容器排気筒ガスモニタ（低レンジモニタ指示値：7.8×10^{5}cpm以上）
（３）２号補助建屋排気筒ガスモニタ（低レンジモニタ指示値：3.4×10^{5}cpm以上）
（４）２号格納容器排気筒ガスモニタ（低レンジモニタ指示値：6.7×10^{5}cpm以上）
（５）３号排気筒ガスモニタ　　（低レンジモニタ指示値：1.4×10^{6}cpm以上）
（６）４号排気筒ガスモニタ　　（低レンジモニタ指示値：1.9×10^{6}cpm以上）

（注）「ＧＥ０２」と「ＳＥ０２」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第１５条該当事象の通報様式を使って「ＧＥ０２、ＳＥ０２」として実施する。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

３．通常放出経路での液体放射性物質の放出

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ ０３	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。	
ＧＥ ０３		

玄海原子力発電所における解釈
＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、レンジオーバーした状態で１０分間以上継続して放出された際、速やかに試料放射能測定装置によって排水タンク等の核種分析を行う。 核種分析の結果、検出された核種の放水口における希釈濃度に換算した値が、水中濃度限度の５０倍に対して、その割合の和が１以上であると判断したとき。 （注）「ＧＥ０３」と「ＳＥ０３」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第１５条該当事象の通報様式を使って「ＧＥ０３、ＳＥ０３」として実施する。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

４．火災爆発等による管理区域外での放射線の放出

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ ０４	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、５０μSv/h以上の放射線量の水準が１０分間以上継続して検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。	
ＧＥ ０４	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、５mSv/h以上の放射線量の水準が１０分間以上継続して検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。	

玄海原子力発電所における解釈
＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。 （１） 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、５０μSv/h以上の放射線量を１０分間以上継続して検出したとき。 （２） 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、５０μSv/h以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。 （注）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「ＳＥ０４」を適用する。
＜火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出＞ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。 （１） 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、５mSv/h以上の放射線量を１０分間以上継続して検出したとき。 （２） 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、５mSv/h以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。 （注）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「ＧＥ０４」を適用する。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

５．火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ ０５	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第６条第２項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。 又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。	
ＧＥ ０５	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が５００μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第６条第２項に定める基準の１００倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。	

玄海原子力発電所における解釈

＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

（１） 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が５μSv/hに相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。

（２） 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に５０を乗じて得た値

二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値

三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに５０を乗じて得た値

（注１）排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「ＳＥ０２」、「ＳＥ０３」で通報する。

（注２）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「ＳＥ０５」を適用する。

＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

（１） 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が５００μSv/hに相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。

（２） 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に５０００を乗じて得た値

二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値

三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに５０００を乗じて得た値

（注１）排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「ＧＥ０２」、「ＧＥ０３」で通報する。

（注２）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「ＧＥ０５」を適用する。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

６．施設内（原子炉外）臨界事故

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ ０６	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	
ＧＥ ０６	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	

玄海原子力発電所における解釈
＜施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ＞ 　原子炉外の燃料集合体保管場所等において、何らかの原因によって複数の燃料集合体が異常に接近し、かつ、減速材としての水がある場合であって、臨界条件が成立する可能性があるとき。
＜施設内（原子炉外）での臨界事故＞ 　原子炉外の燃料集合体保管場所等において、エリアモニタ又は中性子線測定サーベイメータによって、核燃料物質の臨界状態と考えられる中性子線又はガンマ線が検出されたとき。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

７．原子炉停止機能の異常

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ １１	原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	（解説） 当該状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があり、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。
ＧＥ １１	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	（解説） 左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉の非常停止が必要な場合とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。 原子炉を停止することができないこと又は停止が確認できないこととは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できないことをいう。

玄海原子力発電所における解釈
＜原子炉停止機能の異常のおそれ＞ 　モード１、２において、原子炉保護系の１チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、１時間以上継続したとき。 　ただし、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、直ちに原子炉トリップパーシャル信号が誤動作と判断できる場合は除く。
＜原子炉停止の失敗又は停止確認不能＞ 　モード１、２において、原子炉トリップが必要な場合において、以下のいずれの操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力（中性子束）が定格出力の５％未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。 　①　制御棒の自動挿入 　②　制御棒の手動挿入 　③　手動原子炉トリップ 　④　ＭＧセット電源断による制御棒の挿入 　⑤　現地での原子炉トリップしゃ断器開放

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

８．原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ ２１	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	（解説） 非常用炉心冷却装置の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。
ＳＥ ２１	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	（解説） 左記の場合にも非常用炉心冷却装置が作動して原子炉は冷却されるが、原子炉冷却材漏えいに伴う原子炉冷却能力の低下に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
ＧＥ ２１	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	（解説） 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に発展する可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこととは、非常用炉心冷却装置のポンプが起動しない、あるいは注入弁が開とならないこと等の状態である。 また、１系統以上の非常用炉心冷却装置により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

玄海原子力発電所における解釈
＜原子炉冷却材の漏えい＞ 　モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又は、これに付属する機器の破損等により、１次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が０．２３m^3/hを超えた場合において、４時間以内に０．２３m^3/h以下に漏えい量を回復不能と判断した後、１２時間以内にモード３、又は５６時間以内にモード５にできないとき。
＜原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動＞ 　モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又は、これに付属する機器の破損等により、１次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。
＜原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能＞ 　モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又は、これに付属する機器の破損等により、１次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。 （１）高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが全て起動しないとき。 （２）高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」しない等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ただし、ポンプが起動し、注水流量が確認できた場合であっても、炉心出口温度３５０℃以上の状態が３０分以上継続して計測された場合は、原子炉への注水ができていないと判断する。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

９．原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ ２４	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	（解説） 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ ２４	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	（解説） 通常の起動・停止工程において１次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、対象とならない。
ＧＥ ２４	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	（解説） １次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、１次冷却材が系外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に発展する可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこととは、非常用炉心冷却装置のポンプが起動しない、あるいは注入弁が「開」しないこと等の状態である。 また、１系統以上の非常用炉心冷却装置により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

玄海原子力発電所における解釈
＜蒸気発生器給水機能喪失のおそれ＞ モード１、２、３及び４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ（１、２号炉は、タービン駆動補助給水ポンプ）のうち、いずれか１台しか起動しないとき。
＜蒸気発生器給水機能の喪失＞ モード１、２、３及び４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失し、全ての蒸気発生器の狭域水位が０％以下となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 （１）電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ（１、２号炉は、タービン駆動補助給水ポンプ）が全て起動しないとき。 （２）流量調整以外の要因で、蒸気発生器への給水流量の合計が以下の値となったとき。 補助給水流量の合計　【１、２号炉】　６０m^3/h未満 【３、４号炉】１２５m^3/h未満
＜蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能＞ モード１、２、３及び４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、蒸気発生器への補助給水流量が確保されず、かつ全ての蒸気発生器の広域水位が１０％以下となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 （１）高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが全て起動しないとき。 （２）高圧注入系弁及び低圧注入系弁が「開」しない等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ただし、ポンプが起動し、注水流量が確認できた場合であっても、炉心出口温度３５０℃以上の状態が３０分以上継続して計測された場合には、原子炉への注水ができていないと判断する。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１０．電源供給機能の異常（その１：交流動力電源喪失）

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ ２５ 新規制基準に適合する場合	全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。	（解説） 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失につながる可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ ２５ 新規制基準に適合する場合	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 （原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合する場合）	（解説） 左記の場合、タービン動補助給水ポンプなどの交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 全ての常用及び非常用の交流母線からの電気の供給が停止とは、外部電源が喪失し、かつ、すべての非常用ディーゼル発電機（恒設の非常用発電機を含む）からの受電に失敗することをいう。 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号）において求められる恒設の非常用発電機が３０分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。
ＧＥ ２５ 新規制基準に適合する場合	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 （原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合する場合）	（解説） 炉心損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号）において求められる恒設の非常用発電機が１時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。

玄海原子力発電所における解釈
＜全交流動力電源喪失のおそれ＞ 交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 【３、４号炉】 （１）使用可能な所内非常用高圧母線が１つとなった場合において、当該母線への供給電源が、ディーゼル発電機、所内変圧器、予備変圧器又は移動式大容量発電機のいずれか１つになり、その状態が１５分以上継続したとき。 （２）電力系統から受電できない状態が３時間以上継続したとき。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査合格後、「ＡＬ２５」を適用する。それまでは「ＡＬ２６」を適用する。
＜全交流動力電源の３０分以上喪失＞ 交流動力電源が以下となったとき。 【３、４号炉】 ディーゼル発電機、所内変圧器、予備変圧器及び移動式大容量発電機からの受電ができず、全ての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が３０分以上継続したとき。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査合格後、「ＳＥ２５」を適用する。それまでは「ＳＥ２６」を適用する。
＜全交流動力電源の１時間以上喪失＞ 交流動力電源が以下となったとき。 【３、４号炉】 ディーゼル発電機、所内変圧器、予備変圧器及び移動式大容量発電機からの受電ができず、全ての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が１時間以上継続したとき。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査合格後、「ＧＥ２５」を適用する。それまでは「ＧＥ２６」を適用する。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１１．電源供給機能の異常（その１：交流動力電源喪失）

ＥＡＬ番号	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
ＡＬ２６ 新規制基準に適合しない場合	全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。	（解説） 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失につながる可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ２６ 新規制基準に適合しない場合	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 （原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合）	（解説） 左記の場合、タービン動補助給水ポンプなどの交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 全ての常用及び非常用の交流母線からの電気の供給が停止とは、外部電源が喪失し、かつ、すべての非常用ディーゼル発電機（恒設の非常用発電機を含む）からの受電に失敗することをいう。 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号）において求められる恒設の非常用発電機が３０分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。
ＧＥ２６ 新規制基準に適合しない場合	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 （原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合）	（解説） 炉心損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号）において求められる恒設の非常用発電機が１時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。

玄海原子力発電所における解釈
＜全交流動力電源喪失のおそれ（旧基準炉）＞ 交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 【１、２号炉】 （１）使用可能な所内非常用高圧母線が１つとなった場合において、当該母線への供給電源が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器又は予備変圧器のいずれか１つになり、その状態が１５分以上継続したとき。 （２）電力系統から受電できない状態が３時間以上継続したとき。 【３、４号炉】 （１）使用可能な所内非常用高圧母線が１つとなった場合において、当該母線への供給電源が、ディーゼル発電機、所内変圧器又は予備変圧器のいずれか１つになり、その状態が１５分以上継続したとき。 （２）電力系統から受電できない状態が３時間以上継続したとき。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査合格後は、「ＡＬ２５」を適用する。
＜全交流動力電源の５分以上喪失（旧基準炉）＞ 交流動力電源が以下となったとき。 【１、２号炉】 非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電ができず、全ての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が５分以上継続したとき。 【３、４号炉】 ディーゼル発電機、所内変圧器及び予備変圧器からの受電ができず、全ての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が５分以上継続したとき。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査合格後は、「ＳＥ２５」を適用する。
＜全交流動力電源の３０分以上喪失（旧基準炉）＞ 交流動力電源が以下となったとき。 【１、２号炉】 非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電ができず、全ての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が３０分以上継続したとき。 【３、４号炉】 ディーゼル発電機、所内変圧器及び予備変圧器からの受電ができず、全ての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が３０分以上継続したとき。 （注）新規制基準審査に係る使用前検査合格後は、「ＧＥ２５」を適用する。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１２．電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ ２７	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。	（解説） 使用可能な非常用直流母線が残り１系統及び直流電源が残り１つとなった場合、非常用直流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になるおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
ＧＥ ２７	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。	（解説） 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

玄海原子力発電所における解釈
＜直流電源の部分喪失＞ 　使用可能な非常用直流母線が１つとなった場合において、当該直流母線への供給電源が蓄電池又は充電器のいずれか１つになり、その状態が５分以上継続したとき。
＜全直流電源の５分以上喪失＞ 　全ての蓄電池及び充電器からの受電ができず、全ての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が５分以上継続したとき。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１３．原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＧＥ ２８	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	（解説） 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水が喪失することにより冷却能力の低下等により、炉心損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心損傷に発展した場合に備え、炉心損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。

玄海原子力発電所における解釈
＜炉心損傷の検出＞ 　モード１、２及び３において、格納容器内高レンジエリアモニタの線量率が１×１０^{5}mSv/h以上となり、かつ炉心出口温度の最高値が３５０℃以上となったとき。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１４．停止中の原子炉に関する異常

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ ２９	原子炉の停止中に１つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。	（解説） 直ちに照射済燃料集合体の露出につながらないものの、事象の重大性に鑑み警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ ２９	原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。	（解説） 直ちに照射済燃料集合体の露出につながらないものの、事象の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。
ＧＥ ２９	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	（解説） 原子炉冷却材の温度が上昇し、やがて沸騰、蒸散が生じる。このような状態が継続すれば照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。

玄海原子力発電所における解釈
＜停止中の原子炉冷却機能の一部喪失＞ 　モード５（１次冷却系非満水）及び６（キャビティ低水位）において、１つの余熱除去系の機能が喪失※し、かつ１次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込み口上端以下となったとき。 ※　１つの余熱除去系の機能の喪失とは、以下のいずれかとなったことをいう。 （１）　供給電源の喪失、ポンプの故障等により、１台の余熱除去ポンプが運転不能（１次冷却材配管の水位低下により、運転中の余熱除去ポンプを停止した場合を含む。）となったとき。 （２）　余熱除去冷却器の機能喪失等により、１系統の余熱除去機能が喪失したとき。
＜停止中の原子炉冷却機能の喪失＞ 　モード５（１次冷却系非満水）及び６（キャビティ低水位）において、全ての余熱除去系の機能が喪失※し、かつ１次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込み口上端以下となった状態が３０分以上継続したとき。 ※　全ての余熱除去系の機能の喪失とは、以下のいずれかとなったことをいう。 （１）　供給電源の喪失、ポンプの故障等により、全ての余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 （２）　余熱除去冷却器の機能喪失等により、全ての余熱除去機能が喪失したとき。
＜停止中の原子炉冷却機能の完全喪失＞ 　ミッドループ運転において、全ての余熱除去ポンプへの供給電源の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等により炉心の冷却機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンクから炉心へ注入する手段（充てんポンプ、高圧注入ポンプ、燃料取替用水タンク水頭（４号炉においては燃料取替用水ピット水頭））が全て喪失したとき。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１５．燃料プールに関する異常

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ ３０	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	（解説） 通常直ちに貯蔵槽への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、サイフォンブレーカーが機能しないなど、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ ３０	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	（解説） 通常直ちに貯蔵槽への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、このような状態が疑われる状況において、当該貯蔵槽の水位を測定できない状況にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて該当する事象とする。
ＧＥ ３０	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	（解説） 左記の場合、直ちに燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力の低下が起こり、現場へのアクセスが困難になるという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。また、これらの事態が疑われる状況において、当該貯蔵槽の水位を測定できない状態にあることは、上記と同様の状況にあることが否定できないこと及び測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて該当する事象とする。

玄海原子力発電所における解釈

＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位がサイフォンブレーカー吸い込み位置下端以下まで低下した場合において、１時間以内にこの水位に復帰できないとき。

１号炉：ＥＬ＋１０．７７ｍ（ＮＷＬ－０．２７ｍ）
２号炉：ＥＬ＋１０．７６ｍ（ＮＷＬ－０．２８ｍ）
３号炉：ＥＬ＋１０．６３ｍ（ＮＷＬ－０．２４ｍ）
４号炉：ＥＬ＋１０．６３ｍ（ＮＷＬ－０．２４ｍ）

＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。

（１）使用済燃料ピット水位が、ＮＷＬ－３ｍ※以下まで低下した場合において、１時間以内にこの水位に復帰できないとき。
１号炉：ＥＬ＋８．０４ｍ（ＮＷＬ－３ｍ）
２号炉：ＥＬ＋８．０４ｍ（ＮＷＬ－３ｍ）
３号炉：ＥＬ＋７．８７ｍ（ＮＷＬ－３ｍ）
４号炉：ＥＬ＋７．８７ｍ（ＮＷＬ－３ｍ）

（２）使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が継続している状況で、直接的又は間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が（１）の水位を上回っていることが確認できないとき。

※　使用済燃料ピット中央水面での線量率が燃料取替時の遮へい設計基準値（０．１５mSv/h）を満足しなくなる可能性がある水位

＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出＞

使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。

（１）使用済燃料ピット水位が、燃料集合体頂部上方２ｍの水位に低下したとき。
１号炉：ＥＬ＋５．３８ｍ（ＮＷＬ－５．６６ｍ）
２号炉：ＥＬ＋５．３８ｍ（ＮＷＬ－５．６６ｍ）
３号炉：ＥＬ＋５．１９ｍ（ＮＷＬ－５．６８ｍ）
４号炉：ＥＬ＋５．１９ｍ（ＮＷＬ－５．６８ｍ）

（２）使用済燃料ピットエリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的又は間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が（１）の水位を上回っていることが確認できないとき。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１６．原子炉格納容器機能の異常

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ ４１	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	（解説） 左記の様な状態が一定時間継続する場合は、その事態の重要性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。 格納容器冷却機能などの常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しない。
ＧＥ ４１	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	（解説） 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後、更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。

玄海原子力発電所における解釈
＜格納容器健全性喪失のおそれ＞ 　モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の設定値※を超えた状態で、以下のいずれかとなったとき。 （１）全ての格納容器スプレイポンプが起動しないとき。 （２）スプレイ系統の注水ライン弁が「開」しない等により、スプレイ水の注水が確認できないとき。 （３）格納容器圧力の上昇が１０分以上継続しているとき。 　※　格納容器スプレイ作動の設定値は以下のとおり 　　【１、２号炉】 　　格納容器圧力：１２０ｋＰａ 　　【３、４号炉】 　　格納容器圧力：１９６ｋＰａ
＜格納容器圧力の異常上昇＞ 　モード１、２、３及び４において、原子炉格納容器が最高使用圧力又は最高使用温度※に達したとき。 　※　原子炉格納容器の最高使用圧力及び最高使用温度は以下のとおり 　　【１、２号炉】 　　最高使用圧力：２６７ｋＰａ 　　最高使用温度：１３０℃ 　　【３、４号炉】 　　最高使用圧力：３９２ｋＰａ 　　最高使用温度：１４４℃

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１７－１．障壁の喪失

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ ４２	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	（解説） 以下の４つのケースが考えられる。 １）燃料被覆管障壁の喪失するおそれ ２）原子炉冷却系障壁の喪失するおそれ ３）燃料被覆管障壁の喪失 ４）原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本規定については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。

玄海原子力発電所における解釈

＜単一障壁の喪失又は喪失のおそれ＞

モード１、２及び３において、以下の障壁が喪失又は喪失するおそれがあるとき。

（１）燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。

（２）原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。

（３）燃料被覆管障壁が喪失したとき。

（４）原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

各障壁の状況は、以下のとおり。

燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が３５０℃以上
燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が６００℃以上
原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	１次冷却材が漏えいし、抽出ライン隔離※1が動作した状態で、かつ充てんポンプ１台で加圧器水位の回復が見込めない。
原子炉冷却系障壁が喪失	１次冷却材が漏えいし、加圧器圧力低による非常用炉心冷却系作動設定値※2以下 ただし、ＳＩブロック中は除く。

※１　抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり

【１、２号炉】　加圧器水位　１９％

【３、４号炉】　加圧器水位　１５％

※２　非常用炉心冷却系作動の設定値は以下のとおり

【１、２号炉】　加圧器圧力　１１．８７ＭＰａ

又は

加圧器圧力　１２．５５ＭＰａ＋加圧器水位　５％

【３、４号炉】　加圧器圧力　１２．１７ＭＰａ

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１７－２．障壁の喪失

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ ４２	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	（解説） 以下の４つのケースが考えられる。 １）燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ２）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ３）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋原子炉格納容器障壁が喪失 ４）原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ＋原子炉格納容器障壁が喪失 なお、本規定については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。

玄海原子力発電所における解釈

＜２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ＞

モード１、２及び３において、以下の障壁が喪失又は喪失するおそれがあるとき。

（１）燃料被覆管障壁が喪失　　＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
（２）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ　＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
（３）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ　＋原子炉格納容器障壁が喪失
（４）原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ＋原子炉格納容器障壁が喪失

各障壁の状況は、以下のとおり。

燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が３５０℃以上
燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が６００℃以上
原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材が漏えいし、抽出ライン隔離※が動作した状態で、かつ充てんポンプ１台で加圧器水位の回復が見込めない。
原子炉格納容器障壁が喪失	以下のいずれかの場合。 ①　格納容器圧力上昇後の想定外の圧力低下 ②　原子炉格納容器の隔離後も環境への直接放出経路あり

※　抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり
【１、２号炉】　加圧器水位　１９％
【３、４号炉】　加圧器水位　１５％

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１７－３．障壁の喪失

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＧＥ ４２	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	（解説） 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失＋原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本規定については、原子力事業者が“NEI 99-01 Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。

玄海原子力発電所における解釈

＜２つの障壁の喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ＞
モード１、２及び３において、以下の状況になったとき。
（１）燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失＋原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ

各障壁の状況は、以下のとおり。

燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が６００℃以上
原子炉冷却系障壁が喪失	１次冷却材が漏えいし、加圧器圧力低による非常用炉心冷却系作動設定値※1以下 ただし、ＳＩブロック中は除く。
原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ	以下のいずれかの場合。 ①　格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値※2を超過し、更に１０分以上継続して圧力が上昇 ②　原子炉格納容器内のドライ水素濃度が１３vol%以上

※１　非常用炉心冷却系作動の設定値は以下のとおり
【１、２号炉】　加圧器圧力　１１．８７ＭＰａ
又は
加圧器圧力　１２．５５ＭＰａ＋加圧器水位　５％
【３、４号炉】　加圧器圧力　１２．１７ＭＰａ

※２　格納容器スプレイ作動の設定値は以下のとおり
【１、２号炉】　格納容器圧力　１２０ｋＰａ
【３、４号炉】　格納容器圧力　１９６ｋＰａ

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１８．原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ ４３	炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	（解説） 原子炉格納容器の圧力を降下させることにより、炉心損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという状況の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。

玄海原子力発電所における解釈
＜原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用＞ モード１、２、３及び４において、格納容器内高レンジエリアモニタで１×１０^{5}mSv/h未満である状態で、原子炉の損傷を防止するために格納容器圧力逃がし装置※を使用するとき。 ※　「格納容器圧力逃がし装置」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５０条の規定に基づき今後設置する設備であり、本設備を設置後に適用する。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

１９．原子炉制御室等に関する異常

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ ５１	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	（解説） 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ ５１	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	（解説） 火災等により原子炉制御室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
ＧＥ ５１	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	（解説） 原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。

玄海原子力発電所における解釈
＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 　放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室操作盤又は中央制御室外操作盤での操作及び監視が容易にできなくなったとき。
＜原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失＞ 　中央制御室が以下のいずれかとなったとき。 （１）放射線レベルの上昇等により、防護具等を用いなければ、運転員が中央制御室の操作盤にて監視及び操作ができなくなったとき。 （２）原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中もしくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認された状態において、中央制御室の主盤、原子炉盤又は原子炉関連盤のいずれかが以下の状態になったとき。 ・　直流電源及び計装電源からの給電停止により、操作盤の全ての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。
＜原子炉制御室の機能喪失・警報喪失＞ 　中央制御室が以下のいずれかとなったとき。 （１）中央制御室からの退避が必要となったとき。 （２）原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中もしくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認された状態において、中央制御室の主盤、原子炉盤及び原子炉関連盤が以下の状態になったとき。 ・　直流電源及び計装電源からの給電停止により、操作盤の全ての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

２０．事業所内通信設備又は外部への通信設備

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ ５２	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	（解説） 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ ５２	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	（解説） 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、事業所内通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備がすべて機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。

玄海原子力発電所における解釈
＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子炉施設に何らかの異常が発生し、以下のいずれかとなったとき。 （１）原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか１つの手段のみとなったとき。 （２）原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか１つの手段のみとなったとき。
＜所内外通信連絡機能の全ての喪失＞ 原子炉施設に何らかの異常が発生し、以下のいずれかとなったとき。 （１）原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全てが使用不能となったとき。 （２）原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全てが使用不能となったとき。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

２１．火災又は溢水の発生

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ ５３	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	（解説） 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成２４年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。
ＳＥ ５３	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	（解説） 左記の場合、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成２４年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。

玄海原子力発電所における解釈
＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ＞ 別表２－５に定める重要区域において、火災※1又は溢水※2が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能に支障が生じ、同一機能を有する系統のうち使用できる系統が１系統のみとなったとき。 なお、別表２－５に定める安全上重要な構築物、系統あるいは機器が各適用モード外においては、除外できる。 ※１　火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 ※２　溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。
＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 火災※1又は溢水※2が発生し、以下のいずれかとなったとき。 （１）別表２－５に定める安全機器本体又は動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。 （２）別表２－５に定める安全機器等のサポート設備が故障し安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。 なお、別表２－５に定める安全上重要な構築物、系統あるいは機器が各適用モード外においては、除外できる。 ※１　火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 ※２　溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

２２．外的事象（自然災害）の発生

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
－ （警戒）	当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合。	
－ （警戒）	当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。	
－ （警戒）	当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）	

玄海原子力発電所における解釈
＜佐賀県において、震度６弱以上の地震が発生した場合＞ （注）原子力事業者からの連絡は不要。
＜佐賀県において、大津波警報が発令された場合＞ （注）原子力事業者からの連絡は不要。
＜玄海原子力発電所において、設計基準を超える自然現象による影響のおそれが発生した場合＞ 玄海原子力発電所において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

２３．外的事象による原子炉施設への影響等

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
－ （警戒）	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
ＳＥ ５５	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	（解説） 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出するおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
ＧＥ ５５	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	（解説） 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。

玄海原子力発電所における解釈
＜原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合＞ 　原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。 （注）原子力事業者からの連絡は不要。
＜防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生＞ 　破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。
＜住民の避難を開始する必要がある事象発生＞ 　破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

２４．その他原子炉施設の重要な故障等

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
－ （警戒）	原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	

玄海原子力発電所における解釈
＜オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合＞ 　原子炉施設の重要な故障等について、原子力規制庁オンサイト統括補佐（原子力災害対策・核物質防護課事故対処室長、原子力災害対策・核物質防護課長）が、警戒が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。 （注）原子力事業者からの連絡は不要。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

２５．事業所外運搬での放射線量の上昇

ＥＡＬ 番号	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＸＳＥ ６１	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から１m離れた場所において、１００μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし	
ＸＧＥ ６１	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から１m離れた場所において、１０mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし	

玄海原子力発電所における解釈
＜事業所外運搬での放射線量の上昇＞ 　当社が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１）　事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた場所において、１００μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 （２）　火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記（１）の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。 （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表２の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。
＜事業所外運搬での放射線量の異常上昇＞ 　当社が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１）　事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた場所において、１０mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 （２）　火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記（１）の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。 （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表２の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。

別表２－４　原災法に基づく通報基準及びＥＡＬを判断する基準の解釈

２６．事業所外運搬での放射性物質の漏えい

ＥＡＬ番号	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
ＸＳＥ６２	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし	
ＸＧＥ６２	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報省令」第４条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬については、原子力災害対策指針表２に記載なし	

玄海原子力発電所における解釈
＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞ 　当社が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１）　事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。 （２）　事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表２の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。
＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞ 　当社が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１）　事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報省令」第４条に定める量の放射性物質が漏えいすること。 （２）　事業所外運搬に使用する容器から「外運搬通報省令」第４条に定める量の放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表２の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。

別表２－５　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表（１／２）

（玄海原子力発電所１、２号機）

要求される機能	安全機器名		重要区域	EAL番号			1号機	2号機
原子炉停止機能	制御棒制御系		1、2号機：１、２号制御棒電源室	—	—	GE11	○	○
	原子炉保護系		1、2号機：継電器室				○	○
	原子炉制御系		1、2号機：継電器室				○	○
非常用炉心冷却機能	高圧注入ポンプ		1号機：高圧注入ポンプエリア 2号機：高圧注入ポンプ室	—	SE21	GE21	○	○
	余熱除去ポンプ		1、2号機：余熱除去ポンプ室				○	○
格納容器冷却機能	格納容器スプレイポンプ		1号機：格納容器ｽﾌﾟﾚｲﾎﾟﾝﾌﾟｴﾘｱ 2号機：格納容器ｽﾌﾟﾚｲﾎﾟﾝﾌﾟ室	—	SE41	GE41	○	○
	(格納容器スプレイ冷却器含む)		1号機：格納容器ｽﾌﾟﾚｲ冷却器ｴﾘｱ 2号機：格納容器ｽﾌﾟﾚｲ冷却器室				○	○
２次系除熱機能	電動補助給水ポンプ		1、2号機：補助給水ポンプ室	AL24	SE24	GE24	○	○
	タービン駆動補助給水ポンプ		1号機：補助給水ポンプ室 2号機：ﾀｰﾋﾞﾝ駆動補助給水ﾎﾟﾝﾌﾟ室				○	○
停止時除熱機能	余熱除去ポンプ		1、2号機：余熱除去ポンプ室	AL29	SE29	GE29	○	○
	(余熱除去冷却器含む)		1、2号機：余熱除去冷却器室				○	○
停止時炉心補給機能	充てんポンプ		1号機：充てんポンプエリア 2号機：充てんポンプ室	—	—	GE29	○	○
	燃料取替用水タンク		1、2号機：燃料取替用水タンクエリア	—	SE29		○	○
交流電源機能	非常用ディーゼル発電機		1、2号機：非常用ディーゼル発電機室	AL26	SE26 SE27	GE26 GE27	○	○
	変圧器	所内変圧器	1、2号機：変圧器エリア				○	○
		起動変圧器	1、2号機：変圧器エリア				○	○
		予備変圧器	1、2号機：予備変圧器エリア				○	○
	非常用交流母線		1、2号機：安全補機開閉器室				○	○
直流電源機能（充電器）	直流電源装置		1、2号機：直流電源室	—	SE27	GE27	○	○
直流電源機能（蓄電池）	蓄電池		1、2号機：蓄電池室	—	SE27	GE27	○	○
使用済燃料冷却機能	使用済燃料ピットポンプ		1、2号機：使用済燃料ﾋﾟｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴﾘｱ	AL30	SE30	GE30	○	○
	使用済燃料ピット冷却器		1号機：使用済燃料ﾋﾟｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴﾘｱ 2号機：使用済燃料ﾋﾟｯﾄ冷却器室				○	○
	使用済燃料ピット		1、2号機：使用済燃料ﾋﾟｯﾄｴﾘｱ				○	○
中央制御機能	中央制御室　主盤		1、2号機：中央制御室	AL51	SE51	GE51	○	○
	中央制御室　原子炉補助盤						○	○
	中央制御室　原子炉関連盤						○	○
	中央制御室外原子炉停止盤		（核物質防護の観点から非公開）	AL51	—	—	○	○

（注）各運転モードにおいて要求される機能は異なるため、運転モードにより要求されない場合は除く。

別表２－５　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表（２／２）

（玄海原子力発電所３、４号機）

要求される機能	安全機器名		重要区域	EAL番号			3号機	4号機
原子炉停止機能	制御棒制御系		3、4号機：原子炉トリップ遮断器室、MGセット室	—	—	GE11	○	○
	原子炉保護系		3、4号機：継電器室				○	○
	原子炉制御系		3、4号機：継電器室				○	○
非常用炉心冷却機能	高圧注入ポンプ		3、4号機：高圧注入ポンプ室	—	SE21	GE21	○	○
	余熱除去ポンプ		3、4号機：余熱除去ポンプ室				○	○
格納容器冷却機能	格納容器スプレイポンプ		3、4号機：格納容器ｽﾌﾟﾚｲﾎﾟﾝﾌﾟ室	—	SE41	GE41	○	○
	（格納容器スプレイ冷却器含む）		3、4号機：格納容器ｽﾌﾟﾚｲ冷却器室				○	○
２次系除熱機能	電動補助給水ポンプ		3、4号機：電動補助給水ポンプ室	AL24	SE24	GE24	○	○
	タービン動補助給水ポンプ		3、4号機：タービン動補助給水ポンプ室				○	○
停止時除熱機能	余熱除去ポンプ		3、4号機：余熱除去ポンプ室	AL29	SE29	GE29	○	○
	（余熱除去冷却器含む）		3、4号機：余熱除去冷却器室				○	○
停止時炉心補給機能	充てんポンプ		3、4号機：充てんポンプ室	—	—	GE29	○	○
	燃料取替用水タンク（燃料取替用水ピット）		3号機：燃料取替用水タンク室 4号機：燃料取替用水ピット	—	SE29		○	○
交流電源機能	ディーゼル発電機		3、4号機：ディーゼル発電機室	AL25 AL26	SE25 SE26 SE27	GE25 GE26 GE27	○	○
	移動式大容量発電機		屋外（第３保管エリア）					
	変圧器	所内変圧器	変圧器エリア				○	○
		予備変圧器	特別高圧開閉所				○	○
	非常用交流母線		3、4号機：安全補機開閉器室				○	○
直流電源機能(充電器)	直流電源装置		3、4号機：直流電源室	—	SE27	GE27	○	○
直流電源機能(蓄電池)	蓄電池		3、4号機：蓄電池室	—	SE27	GE27	○	○
使用済燃料冷却機能	使用済燃料ピットポンプ		3、4号機：使用済燃料ﾋﾟｯﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴﾘｱ	AL30	SE30	GE30	○	○
	使用済燃料ピット冷却器		3、4号機：使用済燃料ﾋﾟｯﾄ冷却器室				○	○
	使用済燃料ピット		3号機：燃料取扱棟 4号機：燃料取扱エリア				○	○
中央制御機能	中央制御室　主盤		3、4号機：中央制御室	AL51	SE51	GE51	○	○
	中央制御室　原子炉補助盤						○	○
	中央制御室　原子炉関連盤						○	○
	中央制御室外原子炉停止盤		（核物質防護の観点から非公開）	AL51	—	—	○	○

（注）各運転モードにおいて要求される機能は異なるため、運転モードにより要求されない場合は除く。

別表２－６　原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配　置	原子力防災組織の班名
(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所	総括班 広報班
(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所	総括班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者 （副原子力防災管理者を含む。）
(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所	広報班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所	安全管理班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所	運転班
(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所	保修班
(7)放射性物質による汚染の除去	発電所	安全管理班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所	総務班
(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所	総務班
(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	発電所	総務班

別表３－１　原子力防災資機材（１／２）

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	アノラック	５０組	1、2 号保健物理室 今村寮 モニタリングカー	年１回
		タイベック	５０組		
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	セルフエアセット	３個	1、2 号保健物理室	年１回
	フィルター付き防護マスク	全面マスク	５０個	1、2 号保健物理室 今村寮 モニタリングカー	年１回
		半面マスク	５０個		
通信機器 非常用	緊急時電話回線	緊急時電話回線	１回線	緊急時対策所	年１回
	ファクシミリ	ファクシミリ	１台		
	携帯電話等	携帯電話等	７台	個人配布	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	１号Ａ／Ｂ排気筒ガスモニタ	１台	1 号原子炉補助建屋	定検毎
		１号Ｃ／Ｖ排気筒ガスモニタ	１台		
		２号Ａ／Ｂ排気筒ガスモニタ	１台	2 号原子炉補助建屋	
		２号Ｃ／Ｖ排気筒ガスモニタ	１台		
		３号排気筒ガスモニタ	１台	3 号原子炉補助建屋	
		４号排気筒ガスモニタ	１台	4 号原子炉周辺建屋	
		試料放射能測定装置	２台	1、2 号放射能測定室 3、4 号放射能測定室	年１回
	ガンマ線測定用サーベイメータ	γ測定電離箱サーベイメータ	４台	1、2 号保健物理室 今村寮	年１回
		γ測定ポケットサーベイメータ（貸与分）	１０台	緊急時対策所	年１回
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線測定サーベイメータ	２台	1、2 号保健物理室	年１回
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス線量計	１５０個	環境放射能測定室	年１回
		蛍光ガラス線量計（貸与分）	１００個	緊急時対策所	年１回
		蛍光ガラス線量計リーダ	１台	環境放射能測定室	年１回
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α表面汚染測定シンチレーションサーベイメータ	１台	今村寮	年１回
		β表面汚染測定ＧＭサーベイメータ	１台		
	可搬式ダスト測定関連機器	可搬式ダストサンプラ	３台	モニタリングカー	年１回
		可搬式ダストサンプラ(貸与分)	１０台	緊急時対策所	年１回
		可搬式ダスト測定器	１台	モニタリングカー	年１回
		ダスト･ヨウ素サンプラ	１台		
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	可搬式ヨウ素サンプラ	１台	モニタリングカー	年１回
		可搬式ヨウ素測定器	１台		
	個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	５０台	今村寮	３か月１回 (交換)
		ガラスバッジ（貸与分）	５０台	緊急時対策所	３か月１回 (交換)

別表３－１　原子力防災資機材（２／２）

分類	法令による名称		具体的名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度
計測器等	その他	エリアモニタリング設備	１号格納容器内高レンジエリアモニタ	４台	１号原子炉格納容器	定検毎
			１号使用済燃料ピット付近区域エリアモニタ	１台	１号原子炉補助建屋	定検毎
			１号使用済燃料ピット周辺可搬型エリアモニタ	１台	１号原子炉補助建屋	年１回
			２号格納容器内高レンジエリアモニタ	４台	２号原子炉格納容器	定検毎
			２号使用済燃料ピット付近区域エリアモニタ	１台	２号原子炉補助建屋	定検毎
			２号使用済燃料ピット排気ガスモニタ	１台	２号原子炉補助建屋	定検毎
			３号格納容器内高レンジエリアモニタ	４台	３号原子炉格納容器	定検毎
			３号使用済燃料ピットエリアモニタ	１台	３号原子炉周辺建屋	定検毎
			３号使用済燃料ピット排気ガスモニタ	１台	３号原子炉補助建屋	定検毎
			４号格納容器内高レンジエリアモニタ	４台	４号原子炉格納容器	定検毎
			４号使用済燃料ピットエリアモニタ	１台	４号原子炉周辺建屋	定検毎
			４号使用済燃料ピット排気ガスモニタ	１台	４号原子炉周辺建屋	定検毎
		モニタリングカー	モニタリングカー	２台	駐車場	年１回
その他資機材	ヨウ素剤		ヨウ化カリウム丸	３１０錠	健康管理室	年１回
	担　　架		担　　架	１台		
	除染用具		除染キット	１式		
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		ワゴン車	１台	3,4 号車庫	年１回
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓設備	１式	構内	年１回

別表３－２　その他の原子力防災資機材（１／２）

分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度	
				存否･外観	機能
通信機器	緊急時電話回線	５回線	代替緊急時対策所	月１回	年１回
	衛星携帯電話	５台	1、2 号サービスビル 3、4 号サービスビル 佐志総合寮 今村寮 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	衛星携帯電話（固定）	４台	1、2 号中央制御室 3、4 号中央制御室 3、4 号サービスビル 唐津消防署	月１回	年１回
	衛星携帯電話（固定）	８台	緊急時対策所 1、2 号中央制御室 3、4 号中央制御室 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	衛星電話（ＶＳＡＴ）	２台	代替緊急時対策所 佐志総合寮	月１回	年１回
	保安電話	１台	唐津消防署	月１回	年１回
	ファクシミリ	４台	1、2 号中央制御室 3、4 号中央制御室 1、2 号 TV 会議室 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	社内テレビ会議システム （地上・衛星切替式）	２台	緊急時対策所 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	衛星電話兼ＦＡＸ（ＶＳＡＴ）	３台	緊急時対策所 3、4 号中央制御室 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	無線（ＭＣＡ）　（指令局）	４台	緊急時対策所 1、2 号中央制御室 3、4 号中央制御室 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	無線（ＭＣＡ）　（移動局）	４０台	1、2 号中央制御室 3、4 号中央制御室 正門守衛所	月１回	年１回
計測器等	電離箱サーベイメータ（1、2 号）	５台	1、2 号保健物理室 1、2 号中央制御室 今村寮 モニタリングカー	月１回	年１回
	電離箱サーベイメータ（3、4 号）	６台	緊急時対策所 3、4 号保健物理室 3、4 号中央制御室 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	ポケットサーベイメータ	３２台	緊急時対策所 3、4 号保健物理室 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	可搬型モニタリングポスト	４台	代替緊急時対策所	月１回	年１回
	ダストサンプラ	２台	緊急時対策所 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	電子ポケット線量計（1、2 号）	２０本	1、2 号中央制御室 今村寮	月１回	年１回
	電子ポケット線量計（3、4 号）	２８０本	緊急時対策所 3、4 号中央制御室 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	ガラスバッジ（1、2 号）	１０個	1、2 号中央制御室	月１回	３ヶ月１回 （交換）
	ガラスバッジ（3、4 号）	１６０個	緊急時対策所 3、4 号中央制御室 代替緊急時対策所	月１回	３ヶ月１回 （交換）
	値賀崎モニタ	１式	値賀崎灯台付近	月１回	年１回
	１、２号放水口モニタ	１式	１、２号放水口付近	月１回	年１回
	３号放水口モニタ	１式	３号放水ピット付近	月１回	年１回
	４号放水口モニタ	１式	４号放水ピット付近	月１回	年１回

別表３－２　その他の原子力防災資機材（２／２）

分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度	
				存否・外観	機能
緊急時対応に必要な主な資機材	ホイールローダ	４台	第１保管エリア 第２保管エリア 第３保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	油圧ショベル	２台	第１保管エリア 第２保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	フォークリフト（1、2 号）	２台	第１保管エリア 第２保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	フォークリフト（3、4 号）	３台	第１保管エリア 第３保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	ユニック車（1、2 号）	２台	第１保管エリア 第２保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	ユニック車（3、4 号）	３台	第１保管エリア 第３保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	タンクローリ（1、2 号）	１台	第２保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	タンクローリ（3、4 号）	１台	第３保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	高圧発電機車（1、2 号）	２台	第２保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	高圧発電機車（3、4 号）	２台	第３保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	移動式大容量発電機（1、2 号）	２台	第２保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	移動式大容量発電機（3、4 号）	２台	第３保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	半面マスク（1、2 号）	１５個	1、2 号中央制御室	月１回	年２回
	全面マスク（1、2 号）	１５個			
	半面マスク（3、4 号）	５５個	緊急時対策所 3、4 号保健物理室 3、4 号中央制御室 代替緊急時対策所	月１回	年２回
	全面マスク（3、4 号）	５５個			
	汚染防護服（タイベック）（1、2 号）	８０組	1、2 号保健物理室 1、2 号中央制御室	月１回	－
	汚染防護服（タイベック）（3、4 号）	１１０組	3、4 号保健物理室 3、4 号中央制御室	月１回	－
	高線量対応防護服	１０着	3、4 号中央制御室	月１回	－
	高線量対応防護服	１０着	今村寮	月１回	－
	可搬型発電機	３台	モニタリングカー	月１回	－
	サーチライト	２５個	3、4 号倉庫 代替緊急時対策所	月１回	年１回
	乾 電 池	５００個	代替緊急時対策所	月１回	－
	ポータブル電源装置	６台	代替緊急時対策所	月１回	月１回
	ケーブル他（1、2 号）	１式	専用保管庫他	６ヶ月１回	年１回
	ケーブル他（3、4 号）	１式	専用保管庫他	６ヶ月１回	年１回
	水中ポンプ（1、2 号）	８台	第１保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	水中ポンプ（3、4 号）	１１台	第１保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	ディーゼルエンジン発電機（1、2 号）	４台	第１保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	ディーゼルエンジン発電機（3、4 号）	６台	第１保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	エンジンポンプ（1、2 号）	４台	第１保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	エンジンポンプ（3、4 号）	８台	第１保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	ホース他（1、2 号）	１式	第１保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	ホース他（3、4 号）	１式	第１保管エリア	６ヶ月１回	年１回
	食料（1、2 号）	１，０８０食	1、2 号中央制御室	月１回	賞味期限内 交換
	水（1、2 号）	３６０ ℓ			
	食料（3、4 号）	６，６６０食	3、4 号中央制御室 （チャート室）	月１回	賞味期限内 交換
	水（3、4 号）	２，２４４ ℓ			

別表３－３　原子力災害対策活動で使用する資料

資　　料　　名
１．発電所周辺地図 ①　発電所周辺地域地図（１／２５，０００）※ ②　発電所周辺地域地図（１／５０，０００）※
２．発電所周辺航空写真パネル※
３．発電所気象観測データ ①　統計処理データ※ ②　毎時観測データ※
４．発電所周辺環境モニタリング関連データ ①　空間線量モニタリング配置図※ ②　環境試料サンプリング位置図※ ③　環境モニタリング測定データ※
５．発電所周辺人口関連データ ①　方位別人口分布図 ②　集落の人口分布図 ③　市町村人口表
６．主要系統模式図（各ユニット）
７．原子炉設置許可申請書（各ユニット）※
８．系統図及びプラント配置図 ①　系統図 ②　プラント配置図※
９．プラント関連プロセス及び放射線計測配置図（各ユニット）
10．プラント主要設備概要（各ユニット）
11．原子炉安全保護系ロジック一覧表（各ユニット）
12．規定類 ①　原子炉施設保安規定※ ②　原子力事業者防災業務計画※
13．運転基準緊急処置編

備考１．第３章第３節１及び２で定めるオフサイトセンター、佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県及び糸島市の災害対策本部等に備え付けるために提出する資料は、本表１～１２の資料とする。

２．□：原災法第 12 条第４項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

３．※：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表３－４　原子力事業所災害対策支援拠点（１／３）

（原子力事業所災害対策支援拠点の候補地）

１．唐津発電所

項　　目	仕　　様
所在地	佐賀県唐津市二タ子三丁目２１３番
広さ	面積　約２２５，０００m^2
発電所からの方位、距離	南東　約１２ｋｍ
非常用電源	可搬型発電機

２．伊万里変電所横用地

項　　目	仕　　様
所在地	佐賀県伊万里市大坪町字柳町丙２１６１番２
広さ	面積　約１，２００m^2
発電所からの方位、距離	南　約２７ｋｍ
非常用電源	可搬型発電機

３．佐世保営業所配電技術訓練場

項　　目	仕　　様
所在地	長崎県佐世保市光町１７－１
広さ	面積　約１１，４００m^2
発電所からの方位、距離	南西　約３９ｋｍ
非常用電源	可搬型発電機

４．社員研修所

項　　目	仕　　様
所在地	福岡県福岡市城南区松山一丁目２－１
広さ	面積　約４６，６００m^2
発電所からの方位、距離	東　約４９ｋｍ
非常用電源	可搬型発電機

別表３－４　原子力事業所災害対策支援拠点（２／３）

（必要な資機材等保管場所及び輸送手段等）

１．資機材、通信機器保管場所：福岡資材センター

項　　目	仕　　様
所在地	福岡県福岡市東区名島二丁目２９番１号
発電所までの距離	約５０ｋｍ
備考	敷地内の倉庫を利用

２．輸送手段

手　　段	輸送方法
陸　路	トラックに積み込み、自然災害等の状況により経路を決定し輸送する。（委託契約） ただし、陸送が困難な場合は、ヘリ輸送にて対応する。

３．その他

（１）消耗品類（食料、飲料水、毛布等）は、社内の備蓄品から供給する。
　　なお、輸送手段については、陸路を基本とした上記輸送手段に準ずる。

（２）非常用電源等に係る燃料については、初期対応に必要な数量確保に加え、調達先と災害時優先調達契約を締結している。

別表３－４　原子力事業所災害対策支援拠点（３／３）

（必要な資機材、通信機器の数量等）

分　類	資　機　材	数　量	点検頻度	
			存否・外観	機能
出入管理	入退域管理装置	１式	月１回	年１回
	放射線防護教育資料	１００部	月１回	－
放管資機材	移動式ＷＢＣ（車載型）	１台	月１回	年１回
	ＧＭ汚染サーベイメータ	２４台	月１回	年１回
	ＮａＩシンチレーションサーベイメータ	２台	月１回	年１回
	電離箱サーベイメータ	２台	月１回	年１回
	個人線量計（ポケット線量計）	５４０個	月１回	年１回
	汚染防護服（ゴム手袋）	８，４００双	月１回	－
	汚染防護服 （上下下着、帽子、綿手袋、靴下、オーバーシューズ、タイベック、アノラック）	各４，２００ 組、個、双、足、着	月１回	－
	全面マスク	９００個	月１回	年１回
	チャコールフィルター	８，４００個	月１回	－
除染用資機材	除染用テント、車除染用洗浄機	２式	月１回	－
	廃液タンク	１２m^3	月１回	－
設営用資機材	災害用テント	１０式	月１回	－
非常用電源	可搬型発電機	２台	月１回	年１回
燃料	軽油	２００ℓ	月１回	－
その他	ヨウ素剤（ヨウ化カリウム丸）	７，５６０錠	月１回	－

分類	名称	数量	通信先	点検頻度	
				存否・外観	機能
通信機器	衛星携帯電話	４台	社内・社外	月１回	年１回
	無線機	４台	社内	月１回	年１回
	ファクシミリ	２台	社内・社外	月１回	年１回
	可搬型衛星通信装置	２台	社内・社外	月１回	年１回

別表３－５　緊急時対策所

緊急時対策所

項　　目	仕　　様
広さ	・面積　約１９０m^2
耐地震	・建築基準法１．５倍
耐放射線	・遮へい壁 ・換気浄化設備
非常用電源	・３号機ディーゼル発電機 ・ポータブル電源装置（リチウムイオン電池）（兼用）
燃料	・燃料タンク１３２ｋℓ（重油） ・補給手段：タンクローリ等

代替緊急時対策所

項　　目	仕　　様
広さ	・緊急時対策所エリア　約１７０m^2 ・チェンジングエリア　約１０m^2
耐地震・津波	・基準地震動による地震力に対し機能維持 ・発電所構内の高台（ＥＬ約２１ｍ）に設置
耐放射線	・遮へい壁 ・換気設備
非常用電源	・代替緊急時対策所用発電機（１００ｋＶＡ×２台、予備１台） ・ポータブル電源装置（リチウムイオン電池） ・無停電電源装置
燃料	・燃料タンク２００ℓ（重油又は軽油） ・燃料油貯蔵タンク１７８ｋℓ（重油） ・補給手段：タンクローリ等

別表３－６　統合原子力防災ネットワークに接続する非常用通信機器等

１．緊急時対策所

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	ＩＰ電話（地上系）	４台	緊急時対策所	月１回	年１回
	ＩＰ－ＦＡＸ（地上系）	２台			
	ＩＰ電話（衛星系）	２台			
	ＩＰ－ＦＡＸ（衛星系）	１台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム（地上・衛星系切替）	１台	緊急時対策所	月１回	年１回

２．代替緊急時対策所

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	ＩＰ電話（地上系）	１台	代替緊急時対策所	月１回	年１回
	ＩＰ－ＦＡＸ（地上系）	１台			
	ＩＰ電話（衛星系）	２台			
	ＩＰ－ＦＡＸ（衛星系）	１台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム（地上・衛星系切替）	１台	代替緊急時対策所	月１回	年１回

３．原子力施設事態即応センター

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	ＩＰ電話（地上系）	６台	原子力施設事態即応センター	月１回	年１回
	ＩＰ－ＦＡＸ（地上系）	３台			
	ＩＰ電話（衛星系）	２台			
	ＩＰ－ＦＡＸ（衛星系）	１台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム（地上・衛星系切替）	１台	原子力施設事態即応センター	月１回	年１回

４．発電所・本店

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
ＳＰＤＳ	発電所ＳＰＤＳ※1	１式	発電所	月１回	年１回
	本店ＳＰＤＳ※2	１式	本店	月１回	年１回

※１：発電所ＳＰＤＳについては、地上系と衛星系ともに統合原子力防災ネットワークへ接続。

※２：本店ＳＰＤＳについては、地上系のみ統合原子力防災ネットワークへ接続可。

別表３－７　原子力施設事態即応センター

項　　目	仕　　様
所在地	・福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号（本店建屋）
発電所からの距離	・約５０ｋｍ
広さ	・約２２０m^2
建物の耐震性能等	・現建築基準法に定められている新耐震基準と同程度の耐震性を保有 ・資料等の転倒・飛び出し防止措置
非常用電源	・ガスタービン発電機（1,250kVA）
燃料	・燃料タンク（容量：7,000ℓ） ・調達先と災害時優先調達契約を締結
その他	・消耗品類（食料、飲料水等）は、本店建屋近傍の備蓄庫に保管

分類	名称	数量	通信先	点検頻度	
				存否･外観	機能
通信機器	社内電話	５台	社内・社外	月１回	年１回
	ファクシミリ	１台	社内・社外		
	衛星携帯電話	１台	社内・社外		
	無線機	５台	社内		
テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	１台	社内		

別表３－８　訓練の種類

訓練の種類	対象者	頻　度	訓練内容
防災訓練	発電所、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	１回／年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、緊急時体制を発令し、原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集し、活動を行う。
ＡＭ訓練	発電所の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	１回／年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員及び緊急時対策要員による活動を行う。
緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	１回／年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員及び緊急時対策要員による活動を行う。
緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	１回／年	緊急事態支援組織との連携について原子力防災要員及び緊急時対策要員による活動を行う。
通報訓練	原子力防災管理者及び本店通報連絡責任者等	１回／年	社内及び社外関係機関への連絡に関する訓練を行う。
緊急被ばく医療訓練	発電所防災組織の総務班、安全管理班等	１回／年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去及び応急処置等の訓練を行う。
モニタリング訓練	発電所防災組織の安全管理班	１回／年	空間線量当量率測定用サーベイメータ及び汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時モニタリング訓練等を行う。
避難誘導訓練	発電所防災組織の総務班等	１回／年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。

別表３－９　原子力緊急事態支援組織

１．原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所 在 地	日本原子力発電株式会社　敦賀総合研修センター内 （所在地：福井県敦賀市沓見１６５－９－６）
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場　等
要 員 数	９名（組織長、対応要員）

２．平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（４．参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場　　所：日本原子力発電株式会社　敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻　　度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（１回／年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

３．原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	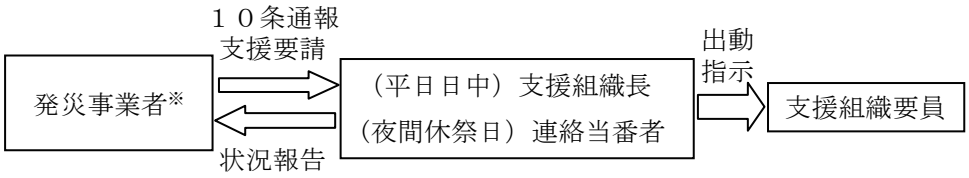 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者
発災事業者への支援内容	・ 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。 ・ 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 ・ 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 ・ 以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。

４．保有資機材一覧

資機材については１回／年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名　　称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場偵察（撮影、放射線測定）用ロボット	２台	資機材保管スペース
	障害物撤去用ロボット	１台	
除染用資機材	除染用資機材	１式	

別表４－１　緊急時運転パラメータ伝送システム（ＳＰＤＳ）データ項目（１／４）

玄海原子力発電所　１号機

No.	パラメータ名	工学単位	No.	パラメータ名	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ（A or B）	cpm	41	１次冷却材サブクール度	℃
2	格納容器排気筒レンジガスモニタA	cpm	42	格納容器高レンジエリアモニタB（高レンジ）	mSv／h
3	格納容器排気筒レンジガスモニタB	cpm	43	格納容器内温度	℃
4	補助建屋排気筒ガスモニタ（A or B）	cpm	44	格納容器再循環サンプ水位（広域）	%
5	補助建屋排気筒高レンジガスモニタA	cpm	45	燃料取替用水タンク水位	%
6	補助建屋排気筒高レンジガスモニタB	cpm	46	充てんライン流量	m^3／h
7	玄海観測所B　EL＋70m最多風向	° DEG	47	復水器排気ガスモニタ	cpm
8	玄海観測所B　EL＋70m平均風速	m／秒	48	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm
9	大気安定度	－	49	A蒸気発生器水位（広域）	%
10	ＰＳ－１　空気吸収線量率	nGy／h	50	B蒸気発生器水位（広域）	%
11	ＰＣ－１　空気吸収線量率	nGy／h	51	A補助給水ライン流量	m^3／h
12	ＰＣ－２　空気吸収線量率	nGy／h	52	B補助給水ライン流量	m^3／h
13	１次冷却材圧力	MPa	53	A給水流量	t／h
14	Aループ高温側温度（広域）	℃	54	B給水流量	t／h
15	Bループ高温側温度（広域）	℃	55	A主蒸気圧力	MPa
16	安全注入ライン低温配管流量	m^3／h	56	B主蒸気圧力	MPa
17	安全注入ライン高温配管流量	m^3／h	57	安全注入動作	発生／復帰
18	A余熱除去流量	m^3／h	58	原子炉水位	%
19	B余熱除去流量	m^3／h	59	出力領域中性子束	%
20	A高圧注入ポンプ	運転／停止	60	出力領域中性子束	%
21	B高圧注入ポンプ	運転／停止	61	出力領域中性子束	%
22	A余熱除去ポンプ	運転／停止	62	出力領域中性子束	%
23	B余熱除去ポンプ	運転／停止	63	線源領域中性子束［Ⅰ］	cps
24	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%	64	線源領域中性子束［Ⅱ］	cps
25	中間領域中性子束（ＣＨ１）	A	65	格納容器ガスモニタ	cpm
26	中間領域中性子束（ＣＨ２）	A	66	放水口モニタ	cpm
27	全制御棒全挿入	全挿入／引抜			
28	加圧器水位	%			
29	格納容器圧力（広域）	MPa			
30	格納容器隔離動作A	発生／復帰			
31	A格納容器スプレイ流量	m^3／h			
32	B格納容器スプレイ流量	m^3／h			
33	A格納容器スプレイポンプ	運転／停止			
34	B格納容器スプレイポンプ	運転／停止			
35	４－１Ｃ母線電圧	kV			
36	４－１Ｄ母線電圧	kV			
37	４－１　ＡＥＧ　しゃ断器	入／切			
38	４－１　ＢＥＧ　しゃ断器	入／切			
39	耐ＬＯＣＡ仕様炉内Ｔ／Ｃ最高値（瞬時値）	℃			
40	耐ＬＯＣＡ仕様炉内Ｔ／Ｃ平均値（瞬時値）	℃			

別表４－１　緊急時運転パラメータ伝送システム（ＳＰＤＳ）データ項目（２／４）

玄海原子力発電所　２号機

No.	パラメータ名	工学単位	No.	パラメータ名	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ（Ａ or Ｂ）	cpm	41	１次冷却材サブクール度	℃
2	格納容器排気筒レンジガスモニタＡ	cpm	42	格納容器高レンジエリアモニタＢ（高レンジ）	mSv／ｈ
3	格納容器排気筒レンジガスモニタＢ	cpm	43	格納容器内温度	℃
4	補助建屋排気筒ガスモニタ（Ａ or Ｂ）	cpm	44	格納容器再循環サンプ水位（広域）	%
5	補助建屋排気筒高レンジガスモニタＡ	cpm	45	燃料取替用水タンク水位	%
6	補助建屋排気筒高レンジガスモニタＢ	cpm	46	充てんライン流量	m^3／ｈ
7	玄海観測所Ｂ　EL＋70m最多風向	° DEG	47	復水器空気抽出器ガスモニタ	cpm
8	玄海観測所Ｂ　EL＋70m平均風速	ｍ／秒	48	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm
9	大気安定度	－	49	Ａ蒸気発生器水位（広域）	%
10	ＰＳ－１　空気吸収線量率	nGy／ｈ	50	Ｂ蒸気発生器水位（広域）	%
11	ＰＣ－１　空気吸収線量率	nGy／ｈ	51	Ａ補助給水ライン流量	m^3／ｈ
12	ＰＣ－２　空気吸収線量率	nGy／ｈ	52	Ｂ補助給水ライン流量	m^3／ｈ
13	１次冷却材圧力	MPa	53	Ａ給水流量	ｔ／ｈ
14	Ａループ高温側温度（広域）	℃	54	Ｂ給水流量	ｔ／ｈ
15	Ｂループ高温側温度（広域）	℃	55	Ａ主蒸気圧力	MPa
16	安全注入ライン低温配管流量	m^3／ｈ	56	Ｂ主蒸気圧力	MPa
17	安全注入ライン高温配管流量	m^3／ｈ	57	安全注入動作	発生／復帰
18	Ａ余熱除去流量	m^3／ｈ	58	原子炉水位	%
19	Ｂ余熱除去流量	m^3／ｈ	59	出力領域中性子束	%
20	Ａ高圧注入ポンプ	運転／停止	60	出力領域中性子束	%
21	Ｂ高圧注入ポンプ	運転／停止	61	出力領域中性子束	%
22	Ａ余熱除去ポンプ	運転／停止	62	出力領域中性子束	%
23	Ｂ余熱除去ポンプ	運転／停止	63	線源領域中性子束［Ⅰ］	cps
24	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%	64	線源領域中性子束［Ⅱ］	cps
25	中間領域中性子束（ＣＨ１）	Ａ	65	格納容器ガスモニタ	cpm
26	中間領域中性子束（ＣＨ２）	Ａ	66	放水口モニタ	cpm
27	全制御棒全挿入	全挿入／引抜			
28	加圧器水位	%			
29	格納容器圧力（広域）	MPa			
30	格納容器隔離動作Ａ	発生／復帰			
31	Ａ格納容器スプレイ流量	m^3／ｈ			
32	Ｂ格納容器スプレイ流量	m^3／ｈ			
33	Ａ格納容器スプレイポンプ	運転／停止			
34	Ｂ格納容器スプレイポンプ	運転／停止			
35	４－２Ｃ母線電圧	kV			
36	４－２Ｄ母線電圧	kV			
37	４－２　ＡＥＧ　しゃ断器	入／切			
38	４－２　ＢＥＧ　しゃ断器	入／切			
39	耐ＬＯＣＡ仕様炉内Ｔ／Ｃ最高値（瞬時値）	℃			
40	耐ＬＯＣＡ仕様炉内Ｔ／Ｃ平均値（瞬時値）	℃			

別表４－１　緊急時運転パラメータ伝送システム（ＳＰＤＳ）データ項目（３／４）

玄海原子力発電所　３号機

No.	パラメータ名	工学単位	No.	パラメータ名	工学単位
1	排気筒ガスモニタ（Ａ or Ｂ）	cpm	41	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	mSv／h
2	排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ）	cpm	42	格納容器内温度	℃
3	排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ）	cpm	43	格納容器再循環サンプ水位（広域）	%
4	玄海観測所Ｂ　EL＋70m風向	°(DEG)	44	燃料取替用水タンク水位	%
5	玄海観測所Ｂ　EL＋70m平均風速	m／秒	45	充てん水流量	m^3／h
6	大気安定度	－	46	復水器排気ガスモニタ	cpm
7	ＰＳ－１　空気吸収線量率	nGy／h	47	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm
8	ＰＣ－１　空気吸収線量率	nGy／h	48	Ａ蒸気発生器広域水位	%
9	ＰＣ－２　空気吸収線量率	nGy／h	49	Ｂ蒸気発生器広域水位	%
10	１次冷却材圧力	MPa	50	Ｃ蒸気発生器広域水位	%
11	Ａループ１次冷却材高温側温度（広域）	℃	51	Ｄ蒸気発生器広域水位	%
12	Ｂループ１次冷却材高温側温度（広域）	℃	52	Ａ補助給水流量	m^3／h
13	Ｃループ１次冷却材高温側温度（広域）	℃	53	Ｂ補助給水流量	m^3／h
14	Ｄループ１次冷却材高温側温度（広域）	℃	54	Ｃ補助給水流量	m^3／h
15	Ａ高圧注入ポンプ流量	m^3／h	55	Ｄ補助給水流量	m^3／h
16	Ｂ高圧注入ポンプ流量	m^3／h	56	Ａループ主給水流量	t／h
17	Ａ余熱除去流量	m^3／h	57	Ｂループ主給水流量	t／h
18	Ｂ余熱除去流量	m^3／h	58	Ｃループ主給水流量	t／h
19	Ａ高圧注入ポンプ	運転／停止	59	Ｄループ主給水流量	t／h
20	Ｂ高圧注入ポンプ	運転／停止	60	Ａループ主蒸気ライン圧力	MPa
21	Ａ余熱除去ポンプ	運転／停止	61	Ｂループ主蒸気ライン圧力	MPa
22	Ｂ余熱除去ポンプ	運転／停止	62	Ｃループ主蒸気ライン圧力	MPa
23	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%	63	Ｄループ主蒸気ライン圧力	MPa
24	中間領域中性子束	Ａ	64	安全注入動作	発生／復帰
25	中間領域中性子束	Ａ	65	原子炉水位	%
26	全制御棒全挿入	全挿入／引抜	66	出力領域中性子束	%
27	加圧器水位	%	67	出力領域中性子束	%
28	格納容器圧力	KPa	68	出力領域中性子束	%
29	格納容器隔離作動　Ａ	発生／復帰	69	出力領域中性子束	%
30	Ａ格納容器スプレイ流量	m^3／h	70	中性子源領域中性子束［Ⅰ］	cps
31	Ｂ格納容器スプレイ流量	m^3／h	71	中性子源領域中性子束［Ⅱ］	cps
32	Ａ格納容器スプレイポンプ	運転／停止	72	格納容器ガスモニタ	cpm
33	Ｂ格納容器スプレイポンプ	運転／停止	73	放水口モニタ	cpm
34	４－３Ｃ　母線受電電圧	kV			
35	４－３Ｄ　母線受電電圧	kV			
36	４－３　ＡＥＧ　遮断器	入／切			
37	４－３　ＢＥＧ　遮断器	入／切			
38	原子炉炉心出口温度（最高）	℃			
39	原子炉炉心出口温度（平均）	℃			
40	１次冷却材サブクール度	℃			

別表４－１　緊急時運転パラメータ伝送システム（ＳＰＤＳ）データ項目（４／４）

玄海原子力発電所　４号機

No.	パラメータ名	工学単位	No.	パラメータ名	工学単位
1	排気筒ガスモニタ（Ａ or Ｂ）	cpm	41	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	mSv／h
2	排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ）	cpm	42	格納容器内温度	℃
3	排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ）	cpm	43	格納容器再循環サンプ水位（広域）	%
4	玄海観測所Ｂ　EL＋70m風向	°(DEG)	44	燃料取替用水ピット水位	%
5	玄海観測所Ｂ　EL＋70m平均風速	m／秒	45	充てん水流量	m^3／h
6	大気安定度	－	46	復水器排気ガスモニタ	cpm
7	ＰＳ－１　空気吸収線量率	nGy／h	47	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm
8	ＰＣ－１　空気吸収線量率	nGy／h	48	Ａ蒸気発生器広域水位	%
9	ＰＣ－２　空気吸収線量率	nGy／h	49	Ｂ蒸気発生器広域水位	%
10	１次冷却材圧力	MPa	50	Ｃ蒸気発生器広域水位	%
11	Ａループ１次冷却材高温側温度（広域）	℃	51	Ｄ蒸気発生器広域水位	%
12	Ｂループ１次冷却材高温側温度（広域）	℃	52	Ａ補助給水流量	m^3／h
13	Ｃループ１次冷却材高温側温度（広域）	℃	53	Ｂ補助給水流量	m^3／h
14	Ｄループ１次冷却材高温側温度（広域）	℃	54	Ｃ補助給水流量	m^3／h
15	Ａ高圧注入ポンプ流量	m^3／h	55	Ｄ補助給水流量	m^3／h
16	Ｂ高圧注入ポンプ流量	m^3／h	56	Ａループ主給水流量	t／h
17	Ａ余熱除去流量	m^3／h	57	Ｂループ主給水流量	t／h
18	Ｂ余熱除去流量	m^3／h	58	Ｃループ主給水流量	t／h
19	Ａ高圧注入ポンプ	運転／停止	59	Ｄループ主給水流量	t／h
20	Ｂ高圧注入ポンプ	運転／停止	60	Ａループ主蒸気ライン圧力	MPa
21	Ａ余熱除去ポンプ	運転／停止	61	Ｂループ主蒸気ライン圧力	MPa
22	Ｂ余熱除去ポンプ	運転／停止	62	Ｃループ主蒸気ライン圧力	MPa
23	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%	63	Ｄループ主蒸気ライン圧力	MPa
24	中間領域中性子束（ＣＨ１）	Ａ	64	安全注入動作	発生／復帰
25	中間領域中性子束（ＣＨ２）	Ａ	65	原子炉水位	%
26	全制御棒全挿入	全挿入／引抜	66	出力領域中性子束	%
27	加圧器水位	%	67	出力領域中性子束	%
28	格納容器圧力	KPa	68	出力領域中性子束	%
29	格納容器隔離動作　Ａ	発生／復帰	69	出力領域中性子束	%
30	Ａ格納容器スプレイ流量	m^3／h	70	中性子源領域中性子束［Ⅰ］	cps
31	Ｂ格納容器スプレイ流量	m^3／h	71	中性子源領域中性子束［Ⅱ］	cps
32	Ａ格納容器スプレイポンプ	運転／停止	72	格納容器ガスモニタ	cpm
33	Ｂ格納容器スプレイポンプ	運転／停止	73	放水口モニタ	cpm
34	４－４Ｃ　母線受電電圧	kV			
35	４－４Ｄ　母線受電電圧	kV			
36	４－４　ＡＥＧ　遮断器	入／切			
37	４－４　ＢＥＧ　遮断器	入／切			
38	原子炉炉心出口温度（最高）	℃			
39	原子炉炉心出口温度（平均）	℃			
40	１次冷却材サブクール度	℃			

別表４―２　緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材及び資料等の貸与		備　　考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者	１名	設備関係資料（必要な資料のみ）	１部	
	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	５名	業務車	１台	
緊急時モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	２名	サーベイメータ	１０台	
			ダストサンプラ	１０台	
			蛍光ガラス線量計	１００個	
			ガラスバッジ等	５０個	
原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項	本店、支社等の中から社長が指名する者	１名	－	－	

別表５―１　原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材及び資料等の貸与		備　　考
広報活動に関する事項	副原子力防災管理者	１名	－	－	
	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	２名			
緊急時モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	２名	サーベイメータ	１０台	
			ダストサンプラ	１０台	
			蛍光ガラス線量計	１００個	
			ガラスバッジ等	５０個	

別表６－１　他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

項　目	協力要員派遣人数 資機材貸与準備数（注）	備　考
協力要員	３０人	
GM汚染サーベイメータ	３６台	
ＮａＩシンチレーションサーベイメータ	２台	
電離箱サーベイメータ	２台	
ダストサンプラ	６台	
個人線量計（ポケット線量計）	１００個	
高線量対応防護服	２０着	
全面マスク	１００個	
汚染防護服（タイベック）	３，０００着	
汚染防護服（ゴム手袋）	６，０００双	
遮へい材	２００枚	
放射能測定用車両	１台	
可搬型モニタリングポスト	９台	

注：九州電力（株）の総数を示す。

・放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
・準備数量については、全て程度とする。
・可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。
・輸送方法は、原子力事業所災害対策支援拠点における資機材等の輸送方法に準じて実施する。

別表７－１　原子力防災組織業務の一部を委託するもの

防災業務計画等命令第２条第３項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。

法人の名称	西日本プラント工業　株式会社
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区高砂一丁目１０番１号
業務の範囲及び実施方法	・電源車及び電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・上記の業務に付帯する業務

法人の名称	株式会社　にしけい
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区店屋町５番１０号
業務の範囲及び実施方法	・電源車及び電源復旧作業用資機材等を使用した電源復旧作業 ・水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・上記の業務に付帯する業務

法人の名称	九電産業　株式会社
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
業務の範囲及び実施方法	・瓦礫等の除去活動 ・水中ポンプ及び水源確保機材を使用した給水確保作業 ・資機材等の輸送 ・上記の業務に付帯する業務

参　考

（参考１）

原災法及び原子力災害対策指針に基づくＥＡＬ基準の整理表

ＥＡＬ区分		警戒事態に該当する事象（ＡＬ）		施設敷地緊急事態に該当する事象（ＳＥ）（原災法第１０条に該当する事象）		全面緊急事態に該当する事象（ＧＥ）（原災法第１５条に該当する事象）	
		EAL番号	ＥＡＬ略称	EAL番号	ＥＡＬ略称	EAL番号	ＥＡＬ略称
放射線量・放射性物質放出	01	－	－	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	－	－	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	－	－	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	－	－	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	－	－	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	－	－	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	－	－	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
冷やす	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	全交流動力電源喪失のおそれ	SE25	全交流動力電源の３０分以上喪失	GE25	全交流動力電源の１時間以上喪失
	26	AL26	全交流動力電源喪失のおそれ（旧基準炉）	SE26	全交流動力電源の５分以上喪失（旧基準炉）	GE26	全交流動力電源の３０分以上喪失（旧基準炉）
	27	－	－	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の５分以上喪失
	28	－	－	－	－	GE28	炉心損傷の検出
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	41	－	－	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	SE42	２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	GE42	２つの障壁の喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ
	43	－	－	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	－	－
その他脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	－	－
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	－	－
	55	－	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
事業所外運搬	61	－	－	XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量の異常上昇
	62	－	－	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

（注）ＥＡＬ番号は、ＢＷＲ及びＰＷＲ共通のため、ＢＷＲ特有事象で使用するＥＡＬ番号は、欠番となる。

（参考２）

更なる防災体制の整備計画

１．免震重要棟

免震構造で下記の設備を有した免震重要棟を津波の影響を受けない高台に設置する。

（１）専用電源設備
（２）放射線管理設備
（３）放射線防護設備
（４）通信・情報設備

（整備完了予定）

平成２７年度目途設置予定

２．緊急時運転パラメータ伝送システム（ＳＰＤＳ）

本店に配備されているＳＰＤＳ設備を、原子力事業者から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして、国が整備している第２データセンター【統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク）】へ接続する。

（整備完了予定）

国が整備している第２データセンターの整備完了後、平成２７年度末に整備完了予定

様式集

２．様式集

様式１　原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
様式２　原子力防災要員現況届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2
様式３　原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書 ・・・・・・・ 2-3
様式４　放射線測定設備現況届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4
様式５　原子力防災資機材現況届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-5
様式６　防災訓練実施結果報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-6
様式７　警戒事態該当事象の発生連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-7
様式８　警戒事態該当事象の状況報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-8
様式９　特定事象発生通報（原子炉施設）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-9
様式１０　特定事象発生通報（事業所外運搬）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-10
様式１１　応急措置の概要（原子炉施設）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-11
様式１２　応急措置の概要（事業所外運搬）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-13
様式１３　原災法第１５条第１項の基準に達したときの通報（原子炉施設）・・・・ 2-15
様式１４　原災法第１５条第１項の基準に達したときの通報（事業所外運搬）・・ 2-16

様式１

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会　殿

届出者
住所
氏名　　印
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
（担当者　　所属　　電話　　）

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第７条第３項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年　　月　　日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年　　月　　日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

２　協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式２

原子力防災要員現況届出書

年　　月　　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者
住所
氏名　　印
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
（担当者　　所属　　電話　　）

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第８条第４項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式３

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年　　月　　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者
住所
氏名　　印
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
（担当者　　所属　　電話　　）

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第９条第５項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
区　　分		選　　任	解　　任
正	氏　　名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏　　名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
２　複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式４

放射線測定設備現況届出書

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名　　印
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
（担当者　　所属　　電話　　）

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第１１条第３項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

２　「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第８条第１号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式５

原子力防災資機材現況届出書

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

届出者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　　印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

（担当者　　所属　　電話　　）

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第１１条第３項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服		組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個
	フィルター付防護マスク		個
非常用通信機器	緊急時電話回線		回線
	ファクシミリ		台
	携帯電話等		台
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒ガスモニタ	台
		試料放射能測定装置	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
		モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤		錠
	担架		台
	除染用具		式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

３　「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式６

防災訓練実施結果報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

報告者
住所
氏名　　印
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
（担当者　　所属　　電話　　）

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第１３条の２第１項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年　　月　　日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式７

警戒事態該当事象の発生連絡　　（第　　報）

年　　月　　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

警戒事態に該当する事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		九州電力㈱玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1
警戒事態に該当する事象の発生箇所		玄海原子力発電所　　第　　号炉
警戒事態に該当する事象の発生時刻		年　　月　　日　　時　　分
警戒事態に該当する事象の概要	警戒事態に該当する事象の種類	□（AL11）原子炉停止機能の異常のおそれ □（AL21）原子炉冷却材の漏えい □（AL24）蒸気発生器給水機能喪失のおそれ □（AL25）全交流動力電源喪失のおそれ □（AL26）全交流動力電源喪失のおそれ（旧基準炉） □（AL29）停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 □（AL30）使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ □（AL42）単一障壁の喪失又は喪失のおそれ □（AL51）原子炉制御室他の機能喪失のおそれ □（AL52）所内外通信連絡機能の一部喪失 □（AL53）重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ □（外的事象）地震・津波以外の自然災害
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、地震、調査中 その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	施設の状況	
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式８

警戒事態該当事象の状況報告　　（第　　報）

年　　月　　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

警戒事態該当事象連絡

報告者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

警戒事態に該当する事象の発生後の状況について報告します。

原子力事業所の名称及び場所		九州電力㈱玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1
警戒事態に該当する事象の発生箇所		玄海原子力発電所　　第　　号炉
警戒事態に該当する事象の発生時刻		年　　月　　日　　時　　分
警戒事態に該当する事象の概要	警戒事態に該当する事象の種類	（　　） （　　）
	施設の状況	
応急措置の概要		

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式９

特定事象発生通報（原子炉施設）　　（第　　報）

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

第１０条通報

通報者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第１０条第１項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		九州電力㈱玄海原子力発電所 佐賀県県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1
特定事象の発生箇所		玄海原子力発電所　　第　　号炉
特定事象の発生時刻		年　　月　　日　　時　　分
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	□（SE01）敷地境界付近の放射線量の上昇 □（SE04）火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 □（SE05）火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 □（SE06）施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ □（SE21）原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 □（SE24）蒸気発生器給水機能の喪失 □（SE25）全交流動力電源の３０分以上喪失 □（SE26）全交流動力電源の５分以上喪失（旧基準炉） □（SE27）直流電源の部分喪失 □（SE29）停止中の原子炉冷却機能の喪失 □（SE30）使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □（SE41）格納容器健全性喪失のおそれ □（SE42）２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □（SE43）原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 □（SE51）原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 □（SE52）所内外通信連絡機能の全て喪失 □（SE53）火災・溢水による安全機能の一部喪失 □（SE55）防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 　発生前（運転中、高温停止、低温停止、燃料取出後） 　発生後（状態継続、停止操作中、高温停止、低温停止） ＥＣＣＳ系 　作動なし、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒モニタの指示値 　変化無し、変化有り（　　cpm→　　cpm） モニタリングポスト指示値 　変化無し、変化有り（　　nSv/h→　　nSv/h、No.　　）
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式１０

特定事象発生通報（事業所外運搬）　　（第　　報）

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿

第１０条通報

通報者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第１０条第１項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		九州電力㈱玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		年　　月　　日　　時　　分
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	□（XSE61）事業所外運搬での放射線量の上昇 □（XSE62）事業所外運搬での放射性物質漏えい
	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式１１

応急措置の概要（原子炉施設）　　（第　　報）

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

報告者名

第２５条報告

連 絡 先

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

特定事象等の種類	
特定事象等の発生箇所	玄海原子力発電所　　第　　号炉
特定事象等の発生時刻	年　　月　　日　　時　　分
発生事象と対応の概要 （注１）	（対応日時、対応の概要） ※　別紙の有・無
緊急時対策本部 その他の事項の対応 （注２）	

（注１）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注２）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式１１　別紙

応急措置の概要（玄海　　号炉のプラントの状況）

１．プラントの状況　　確認時刻　　：

特定事象等の発生時の状況	発電所状態		原子炉出力	%
	停止時刻	時　　分	炉心平均燃焼度	MWD/MTU
現在の状況	原子炉出力	%	１次系圧力	MPa(gage)
	炉心出口温度（最高値）	℃	加圧器水位	%
	格納容器圧力	kPa(gage)	格納容器内水素濃度(ドライ値)	vol%
	外部電源	受電　有・無	非常用発電機	受電　有・無

２．放射性物質の放出状況等　　確認時刻　　：

放出状況	放出開始時刻	日　：　頃	放出停止時刻	日　：　頃
	放出箇所		放出高さ(地上高)	m
	放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
	希ガス	Bq/h	Bq	
	ヨウ素	Bq/h	Bq	
	その他(核種)	Bq/h	Bq	
排気筒モニタ	格納容器排気筒	cpm	補助建屋排気筒	cpm

モニタリングポスト	名称	S	ＰＣ１	ＰＣ２		
	nSv/h μSv/h					

気象情報	天候		風向	
	風速	m/s	大気安定度	

３．放射性物質の放出評価　　評価時刻　　：

放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以降の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		km	mSv
	甲状腺被ばく		km	mSv

４．その他

様式１２

応急措置の概要（事業所外運搬）　　（第　　報）

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿

報告者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第 25 条報告

連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

特定事象等の種類	
特定事象等の発生箇所	
特定事象等の発生時刻	年　　月　　日　　時　　分
発生事象と対応の概要 （注１）	（対応日時、対応の概要） ※　別紙の有・無
緊急時対策本部 その他の事項の対応 （注２）	

（注１）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注２）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（輸送容器の状況）

１．輸送容器の状況　　確認時刻　　：

事故発生時の状況	輸送物		使用容器	
	出発地／到着予定地		輸送手段	
現在の状況	火災の有無		爆発の有無	
	漏えいの有無			
	特記事項			

２．放射性物質の放出状況等　　確認時刻　　：

放出状況	放出、漏えい開始時刻	日　：　頃	放出、漏えい停止時刻	日　：　頃
	放出、漏えい箇所			

放射線量	距離・場所								
	nSv/h μSv/h								

３．放射性物質の放出評価　　評価時刻　　：

放出見通し	放出評価時刻以降の放出見通し	放出継続の可能性あり		
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		m	mSv

４．その他

様式１３

原災法第１５条第１項の基準に達したときの通報（原子炉施設）（第　　報）

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

第１５条事象

通報者名

連 絡 先

原子力災害対策特別措置法第１５条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り通報します。

原子力事業所の名称及び場所		九州電力㈱玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所		玄海原子力発電所　　第　　号炉
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻		年　　月　　日　　時　　分
原子力緊急事態に該当する事象の概要	原子力緊急事態に該当する事象の種類	□(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 □(GE02、SE02) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 □(GE03、SE03) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 □(GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 □(GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 □(GE06) 施設内（原子炉外）での臨界事故 □(GE11) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 □(GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 □(GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 □(GE25) 全交流動力電源の１時間以上喪失 □(GE26) 全交流動力電源の３０分以上喪失（旧基準炉） □(GE27) 全直流電源の５分以上喪失 □(GE28) 炉心損傷の検出 □(GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 □(GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 □(GE41) 格納容器圧力の異常上昇 □(GE42) ２つの障壁の喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □(GE51) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 □(GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	プラントの状況等	
その他事象の把握に参考となる情報		

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式１４

原災法第１５条第１項の基準に達したときの通報（事業所外運搬）（第　　報）

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿

第１５条事象

通報者名

連 絡 先

原子力災害特別措置法第１５条に規定する異常な水準の放射線量の検出を示す事象が発生しましたので、以下の通り通報します。

原子力事業所の名称及び場所		九州電力㈱玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所		
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻		年　　月　　日　　時　　分
原子力緊急事態に該当する事象の概要	原子力緊急事態に該当する事象の種類	□（XGE61）事業所外運搬での放射線量の異常上昇 □（XGE62）事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい
	事故の状況等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。